


第12号様式(第6条関係)



2026年4月8日

那覇市議会議長  
坂井 浩 二 様

議員名 上原 仙子 

### 令和7年度政務活動費収支報告について

那覇市議会政務活動費の交付に関する 条例第8条 第1項の  
規定に基づき、別紙のとおり令和7年度政務活動費収支報告書を  
提出します。

記

令和 7年 4月分 ~ 令和 8年 3月分

令和7年度政務活動費収支報告書

議員名 上原 仙子

1 収 入

政務活動費 1,080,000 円

2 支 出

(単位：円)

科 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費	65,703円	
研 修 費	0円	
広 報 費	262,975円	
広 聴 費	0円	
要請・陳情活動費	0円	
会 議 費	0円	
資 料 作 成 費	10,576円	
資 料 購 入 費	0円	
人 件 費	0円	
事 務 所 費	242,789円	
合 計	582,043円	

3 残 額

497,957 円

# 令和7年度 会計明細

議員名 上原 仙子

項目・区分	種別	集計(円)
1 調査研究費	1. 交通費 ガソリン代	26,682
	1. 交通費 駐車料金	0
	1. 交通費 タクシー料金、車両借り上げ料	0
	1. 交通費 モノレール料金	0
	1. 調査委託費	0
	1. 携帯電話（月額1/2以内、上限1万円）	39,021
	1. インターネットに係る経費（月額1/2以内、上限1万円）	0
	1. 視察旅費	0
	1. その他	0
	<b>調査研究費 集計</b>	
2 研修費	2. 研修旅費（開催通知、プログラム添付）	0
	2. 参加費等（食事代相当額を除く）	0
	2. その他	0
<b>研修費 集計</b>		<b>0</b>
3 広報費	3. 資料印刷・印刷製本費	172,975
	3. 文書通信費（通信運搬費）	0
	3. 文書通信費（広報WEB作成管理費）	90,000
	3. 会場費	0
	3. 交通費 駐車料金	0
	3. 広報用消耗品代	0
	3. その他	0
<b>広報費 集計</b>		<b>262,975</b>
4 広聴費	4. 交通費 駐車料金	0
	4. 交通費 タクシー料金、車両借り上げ料	0
	4. 交通費 モノレール料金	0
	4. 会場費	0
	4. その他	0
<b>広聴費 集計</b>		<b>0</b>
5 要請・陳情活動費	5. 要請・陳情旅費	0
	5. 資料印刷・印刷製本費	0
	5. その他	0
<b>要請・陳情活動費 集計</b>		<b>0</b>
6 会議費	6. 会議旅費	0
	6. 会場費	0
	6. 資料印刷・印刷製本費	0
	6. その他	0
<b>会議費 集計</b>		<b>0</b>
7 資料作成費	7. 資料印刷・印刷製本費	0
	7. 事務機器購入	10,576
	7. 事務用品等消耗品代	0
	7. その他	0
<b>資料作成費 集計</b>		<b>10,576</b>
8 資料購入費	8. 書籍購入費	0
	8. 新聞雑誌購読料	0
	8. 有料データベース利用料等	0
	8. その他	0
<b>資料購入費 集計</b>		<b>0</b>
9 人件費	9. 雇用経費	0
	9. その他	0
<b>人件費 集計</b>		<b>0</b>
10 事務所費	10. 事務所の賃借料	207,108
	10. 事務所駐車場の賃借料	0
	10. 維持管理費	7,673
	10. 固定電話（月額1/2以内、上限1万円）	0
	10. 事務機器購入	0
	10. 備品	0
	10. リース代等	0
	10. その他	28,008
<b>事務所費 集計</b>		<b>242,789</b>
<b>総計</b>		<b>582,043</b>

残 額                    ¥497,957

会計帳簿(項目別)

2025年度

議員名 上原 仙子

1.調査研究費

整理番号	支払月日	経費種別	その他(内容)	補足	支出額	政務活動費	備考	区分比率	上限額
【 交通費 ガソリン代 】									
1	1	2025年 4月30日	1.交通費 ガソリン代		5,239	2,619		0.5	0
1	2	2025年 5月21日	1.交通費 ガソリン代		5,032	2,516		0.5	0
1	3	2025年 6月19日	1.交通費 ガソリン代		4,376	2,188		0.5	0
1	4	2025年 7月12日	1.交通費 ガソリン代		4,606	2,303		0.5	0
1	5	2025年 8月4日	1.交通費 ガソリン代		4,799	2,399		0.5	0
1	6	2025年 9月2日	1.交通費 ガソリン代		4,989	2,494		0.5	0
				小計	29,041	14,519			
2	1	2025年 9月29日	1.交通費 ガソリン代		4,916	2,458		0.5	0
2	2	2025年 11月8日	1.交通費 ガソリン代		4,596	2,298		0.5	0
2	3	2025年 12月23日	1.交通費 ガソリン代		4,730	2,365		0.5	0
2	4	2025年 1月29日	1.交通費 ガソリン代		4,245	2,122		0.5	0
2	5	2025年	1.交通費 ガソリン代			0		0.5	0
2	6	2025年 3月12日	1.交通費 ガソリン代		5,840	2,920		0.5	0
				小計	24,327	12,163			
ガソリン代 合計					53,368	26,682			
【 携帯電話代 】									
1	1	2025年 5月12日	1.携帯電話(月額1/2以内、上限1万円)	4月請求分	3月利用分	5,371	2,685	0.5	10,000
1	2	2025年 6月10日	1.携帯電話(月額1/2以内、上限1万円)	5月請求分	4月利用分	5,476	2,738	0.5	10,000
1	3	2025年 7月10日	1.携帯電話(月額1/2以内、上限1万円)	6月請求分	5月利用分	7,022	3,511	0.5	10,000
1	4	2025年 8月12日	1.携帯電話(月額1/2以内、上限1万円)	7月請求分	6月利用分	5,310	2,655	0.5	10,000
1	5	2025年 9月10日	1.携帯電話(月額1/2以内、上限1万円)	8月請求分	7月利用分	5,374	2,687	0.5	10,000
1	6	2025年 10月10日	1.携帯電話(月額1/2以内、上限1万円)	9月請求分	8月利用分	7,262	3,631	0.5	10,000
1	7	2025年 11月10日	1.携帯電話(月額1/2以内、上限1万円)	10月請求分	9月利用分	7,513	3,756	0.5	10,000
1	8	2025年 12月10日	1.携帯電話(月額1/2以内、上限1万円)	11月請求分	10月利用分	7,272	3,636	0.5	10,000
1	9	2026年 1月13日	1.携帯電話(月額1/2以内、上限1万円)	12月請求分	11月利用分	5,592	2,796	0.5	10,000
1	10	2026年 2月10日	1.携帯電話(月額1/2以内、上限1万円)	1月請求分	12月利用分	7,278	3,639	0.5	10,000
1	11	2026年 3月10日	1.携帯電話(月額1/2以内、上限1万円)	2月請求分	1月利用分	7,274	3,637	0.5	10,000
1	12	2026年 4月10日	1.携帯電話(月額1/2以内、上限1万円)	3月請求分	2月利用分	7,300	3,650	0.5	10,000
携帯電話代 合計					78,044	39,021			
<b>1, 調査研究費 総合計</b>					<b>131,412</b>	<b>65,703</b>			

3.広報費

整理番号	支払月日	経費種別	その他(内容)	補足	支出額	政務活動費	備考	区分比率	上限額	
【 印刷費 】										
1	1	2025年 3月27日	3.資料印刷・印刷製本費	タイムス アドネクスト	4/5~19ポスティング 活動報告書31450枚	172,975	172,975	100%	0	
				小計	172,975	172,975				
【 文書運搬費 】										
2	1	2026年 1月6日	3.文書通信費(広報制作管理費)	ホームページ	保守管理費:サーバ	180,000	90,000	2025年4月~ 2026年3月分	50%	0
				小計	180,000	90,000				
<b>3, 広報費 総合計</b>					<b>352,975</b>	<b>262,975</b>				

7.資料作成費

整理番号	支払月日	経費種別	その他(内容)	補足	支出額	政務活動費	備考	区分比率	上限額	
事務機器購入										
1	1	2026年 3月31日	7.事務機器購入	10月5日購入 価格¥159,220	備品No.1(ノートパソコン) 【対応年数4年】	21,153	10,576	2025年10月~ 2026年3月(6ヵ月分)	50%	0
				小計	21,153	10,576				
<b>7, 資料作成費 総合計</b>					<b>21,153</b>	<b>10,576</b>				

会計帳簿(項目別)

2025年度

議員名 上原 仙子

10.事務所費

整理 番号	支払月日	経費種類	その他(内容)	補足	支出額	政務活動費	備考	分担比率	上限額
<b>事務所の賃借料</b>									
1	1	2025年 4月15日	10.事務所の賃借料	家賃・共益費・水道代 R7.4月分	51,770	0	選挙準備期間中	50%	0
1	1	2025年 5月15日	10.事務所の賃借料	家賃・共益費・水道代 R7.5月分	51,826	0	選挙準備期間中	50%	0
1	1	2025年 6月16日	10.事務所の賃借料	家賃・共益費・水道代 R7.6月分	51,826	0	選挙準備期間中	50%	0
1	1	2025年 7月15日	10.事務所の賃借料	家賃・共益費・水道代 R7.7月分	51,882	0	選挙準備期間中	50%	0
1	1	2025年 8月15日	10.事務所の賃借料	家賃・共益費・水道代 R7.8月分	51,770	25,885		50%	0
1	1	2025年 9月16日	10.事務所の賃借料	家賃・共益費・水道代 R7.9月分	51,770	25,885		50%	0
1	1	2025年 10月15日	10.事務所の賃借料	家賃・共益費・水道代 R7.10月分	51,770	25,885		50%	0
1	1	2025年 11月17日	10.事務所の賃借料	家賃・共益費・水道代 R7.11月分	51,770	25,885		50%	0
1	1	2025年 12月15日	10.事務所の賃借料	家賃・共益費・水道代 R7.12月分	51,770	25,885		50%	0
1	1	2026年 1月5日	10.事務所の賃借料	家賃・共益費・水道代 R8.1月分	51,770	25,885		50%	0
1	1	2026年 2月16日	10.事務所の賃借料	家賃・共益費・水道代 R8.2月分	51,770	25,885		50%	0
1	1	2026年 3月16日	10.事務所の賃借料	家賃・共益費・水道代 R8.3月分	51,826	25,913		50%	0
小計					621,520	207,108			
<b>維持管理費</b>									
2	1	2025年 5月9日	10.維持管理費	事務所・電気代 4月分(3/19~4/16)	3,432	1,716		50%	0
2	2	2025年 6月10日	10.維持管理費	事務所・電気代 5月分(4/17~5/20)	9,883	0	選挙準備期間中	50%	0
2	3	2025年 7月17日	10.維持管理費	事務所・電気代 6月分(5/21~6/17)	14,160	0	選挙準備期間中	50%	0
2	4	2025年 8月4日	10.維持管理費	事務所・電気代 7月分(6/18~7/16)	22,516	0	選挙準備期間中	50%	0
2	5	2025年 9月13日	10.維持管理費	事務所・電気代 8月分(7/17~8/18)	9,930	0	選挙準備期間中	50%	0
2	6	2025年 10月17日	10.維持管理費	事務所・電気代 9月分(8/19~9/17)	2,213	1,106		50%	0
2	7	2025年 11月1日	10.維持管理費	事務所・電気代 10月分(9/18~10/17)	2,048	1,024		50%	0
2	8	2025年 12月2日	10.維持管理費	事務所・電気代 11月分(10/18~11/18)	1,838	919		50%	0
2	9	2026年 1月18日	10.維持管理費	事務所・電気代 12月分(11/19~12/17)	1,503	751		50%	0
2	10	2026年 2月12日	10.維持管理費	事務所・電気代 1月分(12/18~1/21)	1,788	894		50%	0
2	11	2026年 3月19日	10.維持管理費	事務所・電気代 2月分(1/22~2/18)	1,220	610		50%	0
2	12	2026年 3月28日	10.維持管理費	事務所・電気代 3月分(2/19~3/17)	1,306	653		50%	0
小計					71,837	7,673			
1	1	2025年 5月12日	10.その他	事務所インターネット 4月請求分	6,713	3,356		50%	0
1	2	2025年 6月10日	10.その他	事務所インターネット 5月請求分	6,823	0	選挙準備期間中	50%	0
1	3	2025年 7月10日	10.その他	事務所インターネット 6月請求分	6,823	0	選挙準備期間中	50%	0
1	4	2025年 8月12日	10.その他	事務所インターネット 7月請求分	6,849	0	選挙準備期間中	50%	0
1	5	2025年 9月10日	10.その他	事務所インターネット 8月請求分	8,602	0	選挙準備期間中	50%	0
1	6	2025年 10月10日	10.その他	事務所インターネット 9月請求分	7,044	3,522		50%	0
1	7	2025年 11月10日	10.その他	事務所インターネット 10月請求分	7,044	3,522		50%	0
1	8	2025年 12月10日	10.その他	事務所インターネット 11月請求分	7,044	3,522		50%	0
1	9	2026年 1月13日	10.その他	事務所インターネット 12月請求分	7,044	3,522		50%	0
1	10	2026年 2月10日	10.その他	事務所インターネット 1月請求分	7,044	3,522		50%	0
1	11	2026年 3月10日	10.その他	事務所インターネット 2月請求分	7,043	3,521		50%	0
1	12	2026年 4月10日	10.その他	事務所インターネット 3月請求分	7,043	3,521		50%	0
小計					85,116	28,008			
<b>10.事務所費 総合計</b>					<b>208,779</b>	<b>242,789</b>			

		支出額	政務活動費
<b>合計</b>		<b>1,284,013</b>	<b>582,043</b>

政務活動費充当額(円)	
全体合計	<b>582,043</b>

残額

497,957

# 1 調査研究費

令和7年度 議員名【上原 仙子】 整理番号【1-①~⑥:2-①~⑥】

【項目】 1.調査研究費 2.研修費 3.広報費 4.広聴費 5.要請・陳情活動  
6.会議費 7.資料作成費 8.資料購入費 9.人件費 10.事務所費

■ 【調査研究費:ガソリン代】

※領収書別紙添付

※小数点以下切り捨て

		支払日	支払額	按分率	充当額	備考
1	①	4月30日	5,239	50%	2,619	
	②	5月21日	5,032	50%	2,516	
	③	6月19日	4,376	50%	2,188	
	④	7月12日	4,606	50%	2,303	
	⑤	8月4日	4,799	50%	2,399	
	⑥	9月2日	4,989	50%	2,494	¥14,519
2	①	9月29日	4,916	50%	2,458	
	②	11月8日	4,596	50%	2,298	
	③	12月23日	4,730	50%	2,365	
	④	1月29日	4,245	50%	2,122	
	⑤			50%	0	
	⑥	3月12日	5,840	50%	2,920	¥12,163
合計			53,368	50%	26,682	

【調査研究費:ガソリン代】 ¥53,368 50% 按分 充当額 ¥26,682

令和7年度

議員名 上原 仙子

整理番号

1

No.①~⑥

- 調査研究費
- 修繕費
- 広報費
- 広聴費
- 要請・陳情活動費
- 会議費
- 資料作成費
- 資料購入費
- 人件費
- 事務所費

①

**上原 仙子**  
RYUSEKI **宇栄原店**

**納品書(領収書)**  
2025年04月30日 12:25

レギュラー P13  
数量 30.46L \*  
単価 (184円) ¥5,603  
消費税(2円) -¥60  
QRクーポン値引 10円 -¥304  
値引後単価 174円 ¥5,239

**合計** ¥5,239  
(消費税10%対象 ¥239)  
内消費税等 ¥476

②

**上原 仙子**  
RYUSEKI **宇栄原店**

**納品書(領収書)**  
2025年05月21日 16:37

売上

レギュラー P13  
数量 29.60L \*  
単価 182円 ¥5,387  
消費税(2円) -¥59  
QRクーポン値引 10円 -¥296  
値引後単価 170円 ¥5,032

**合計** ¥5,032  
(消費税10%対象 ¥5,032)  
内消費税等 ¥457

③

**上原 仙子**  
RYUSEKI **宇栄原店**

**納品書(領収書)**  
2025年06月19日 11:28

売上

0026-00 レギュラー P07  
数量 27.35L \*  
単価 172円 ¥4,704  
消費税(QRクーポン値引 12円) -¥328  
値引後単価 160円 ¥4,376

**合計** ¥4,376  
(消費税10%対象 ¥4,376)  
内消費税等 ¥398

令和7年 4月30日 No.①  
¥5,239 50% ¥2,619

令和7年 5月21日 No.②  
¥5,032 50% ¥2,516

令和7年 6月19日 No.③  
¥4,376 50% ¥2,188

④

**上原 仙子**  
RYUSEKI **宇栄原店**

**納品書(領収書)**  
2025年07月12日 15:17

売上

レギュラー P07  
数量 28.97L \*  
単価 169円 ¥4,895  
消費税(77円クーポン値引 10円) -¥289  
値引後単価 159円 ¥4,606

**合計** ¥4,606  
(消費税10%対象 ¥4,606)  
内消費税等 ¥419

⑤

**上原 仙子**  
RYUSEKI **宇栄原店**

**納品書(領収書)**  
2025年08月04日 15:53

売上

レギュラー P13  
数量 28.91L \*  
単価 178円 ¥5,145  
消費税(10円) -¥346  
値引後単価 178円 ¥4,799

**合計** ¥4,799  
(消費税10%対象 ¥4,799)  
内消費税等 ¥436

⑥

**上原 仙子**  
RYUSEKI **宇栄原店**

**納品書(領収書)**  
2025年09月02日 12:43

売上

レギュラー P13  
数量 29.52L \*  
単価 181円 ¥5,343  
消費税(QRクーポン値引 12円) -¥354  
値引後単価 (169円) ¥4,989

**合計** ¥4,989  
(消費税10%対象 ¥4,989)  
内消費税等 ¥454

令和7年 7月12日 No.④  
¥4,606 50% ¥2,303

令和7年 8月4日 No.⑤  
¥4,799 50% ¥2,399

令和7年 9月2日 No.⑥  
¥4,989 50% ¥2,494

ガソリン代 ¥29041 50%按分

合計 ¥14,519

- 調査研究費
- 修繕費
- 広報費
- 広聴費
- 要請・陳情活動費
- 会議費
- 資料作成費
- 資料購入費
- 人件費
- 事務所費

<p style="text-align: center;">①</p> <p style="text-align: center;"><b>上原 仙子</b></p> <p style="text-align: center;">RYUSEKI <b>宇栄原店</b></p> <p style="text-align: center;"><b>納品書(領収書)</b></p> <p style="text-align: center;">2025年09月29日 16:24</p> <p>売上</p> <p>レギュラー P13</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>数量</td><td>28.92L</td><td>*</td></tr> <tr><td>単価</td><td>182円</td><td>¥5,263</td></tr> <tr><td>(QRコード値引)</td><td>12円</td><td>347)</td></tr> <tr><td>値引後単価</td><td>170円</td><td>¥4,916</td></tr> <tr><td colspan="3">-----</td></tr> <tr><td>合計</td><td>¥4,916</td><td></td></tr> <tr><td>(消費税10%対象)</td><td>¥4,916</td><td></td></tr> <tr><td>内消費税等</td><td>¥447)</td><td></td></tr> </table> <p>令和7年 9月29日 No.①</p> <p>¥4,916      50%      ¥2,458</p>	数量	28.92L	*	単価	182円	¥5,263	(QRコード値引)	12円	347)	値引後単価	170円	¥4,916	-----			合計	¥4,916		(消費税10%対象)	¥4,916		内消費税等	¥447)		<p style="text-align: center;">②</p> <p style="text-align: center;"><b>上原 仙子</b></p> <p style="text-align: center;">RYUSEKI <b>宇栄原店</b></p> <p style="text-align: center;"><b>納品書(領収書)</b></p> <p style="text-align: center;">2025年11月08日 10:03</p> <p>売上</p> <p>レギュラー P07</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>数量</td><td>28.37L</td><td>*</td></tr> <tr><td>単価</td><td>174円</td><td>¥4,936</td></tr> <tr><td>(QRコード値引)</td><td>12円</td><td>-¥340)</td></tr> <tr><td>値引後単価</td><td>(162円)</td><td>¥4,596</td></tr> <tr><td colspan="3">-----</td></tr> <tr><td>合計</td><td>¥4,596</td><td></td></tr> <tr><td>(消費税10%対象)</td><td>¥4,596</td><td></td></tr> <tr><td>内消費税等</td><td>¥418)</td><td></td></tr> </table> <p>令和7年 11月8日 No.②</p> <p>¥4,596      50%      ¥2,298</p>	数量	28.37L	*	単価	174円	¥4,936	(QRコード値引)	12円	-¥340)	値引後単価	(162円)	¥4,596	-----			合計	¥4,596		(消費税10%対象)	¥4,596		内消費税等	¥418)		<p style="text-align: center;">③</p> <p style="text-align: center;"><b>上原 仙子</b></p> <p style="text-align: center;">RYUSEKI <b>宇栄原店</b></p> <p style="text-align: center;"><b>納品書(領収書)</b></p> <p style="text-align: center;">2025年12月23日 19:06</p> <p>売上</p> <p>レギュラー P07</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>数量</td><td>29.38L</td><td>*</td></tr> <tr><td>単価</td><td>161円</td><td>¥4,730</td></tr> <tr><td colspan="3">-----</td></tr> <tr><td>合計</td><td>¥4,730</td><td></td></tr> <tr><td>(消費税10%対象)</td><td>¥4,730</td><td></td></tr> <tr><td>内消費税等</td><td>¥430)</td><td></td></tr> </table> <p>令和7年 12月23日 No.③</p> <p>¥4,730      50%      ¥2,365</p>	数量	29.38L	*	単価	161円	¥4,730	-----			合計	¥4,730		(消費税10%対象)	¥4,730		内消費税等	¥430)	
数量	28.92L	*																																																																		
単価	182円	¥5,263																																																																		
(QRコード値引)	12円	347)																																																																		
値引後単価	170円	¥4,916																																																																		
-----																																																																				
合計	¥4,916																																																																			
(消費税10%対象)	¥4,916																																																																			
内消費税等	¥447)																																																																			
数量	28.37L	*																																																																		
単価	174円	¥4,936																																																																		
(QRコード値引)	12円	-¥340)																																																																		
値引後単価	(162円)	¥4,596																																																																		
-----																																																																				
合計	¥4,596																																																																			
(消費税10%対象)	¥4,596																																																																			
内消費税等	¥418)																																																																			
数量	29.38L	*																																																																		
単価	161円	¥4,730																																																																		
-----																																																																				
合計	¥4,730																																																																			
(消費税10%対象)	¥4,730																																																																			
内消費税等	¥430)																																																																			

<p style="text-align: center;">④</p> <p style="text-align: center;"><b>上原 仙子</b></p> <p style="text-align: center;">RYUSEKI <b>宇栄原店</b></p> <p style="text-align: center;"><b>納品書(領収書)</b></p> <p style="text-align: center;">2026年01月29日 12:13</p> <p>売上</p> <p>レギュラー P13</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>数量</td><td>28.88L</td><td>*</td></tr> <tr><td>単価</td><td>159円</td><td>¥4,591</td></tr> <tr><td>(QRコード値引)</td><td>12円</td><td>-¥346)</td></tr> <tr><td>値引後単価</td><td>147円</td><td>¥4,245</td></tr> <tr><td colspan="3">-----</td></tr> <tr><td>合計</td><td>¥4,245</td><td></td></tr> <tr><td>(消費税10%対象)</td><td>¥4,245</td><td></td></tr> <tr><td>内消費税等</td><td>¥386)</td><td></td></tr> </table> <p>令和7年 1月29日 No.④</p> <p>¥4,245      50%      ¥2,122</p>	数量	28.88L	*	単価	159円	¥4,591	(QRコード値引)	12円	-¥346)	値引後単価	147円	¥4,245	-----			合計	¥4,245		(消費税10%対象)	¥4,245		内消費税等	¥386)		<p style="text-align: center;">⑤</p> <p style="text-align: center;">/</p> <p>令和7年 No.⑤</p> <p>50%      ¥0</p>	<p style="text-align: center;">⑥</p> <p style="text-align: center;"><b>上原 仙子</b></p> <p style="text-align: center;">RYUSEKI <b>宇栄原店</b></p> <p style="text-align: center;"><b>納品書(領収書)</b></p> <p style="text-align: center;">2026年03月12日 09:18</p> <p>売上</p> <p>レギュラー P13</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>数量</td><td>29.95L</td><td>*</td></tr> <tr><td>単価</td><td>195円</td><td>¥5,840</td></tr> <tr><td colspan="3">-----</td></tr> <tr><td>合計</td><td>¥5,840</td><td></td></tr> <tr><td>(消費税10%対象)</td><td>¥5,840</td><td></td></tr> </table> <p>令和7年 3月12日 No.⑥</p> <p>¥5,840      50%      ¥2,920      ¥0</p>	数量	29.95L	*	単価	195円	¥5,840	-----			合計	¥5,840		(消費税10%対象)	¥5,840	
数量	28.88L	*																																							
単価	159円	¥4,591																																							
(QRコード値引)	12円	-¥346)																																							
値引後単価	147円	¥4,245																																							
-----																																									
合計	¥4,245																																								
(消費税10%対象)	¥4,245																																								
内消費税等	¥386)																																								
数量	29.95L	*																																							
単価	195円	¥5,840																																							
-----																																									
合計	¥5,840																																								
(消費税10%対象)	¥5,840																																								

ガソリン代

¥24,327 50%按分

合計 ¥12,163

令和7年度 議員名 【 上原 仙子 】 整理番号【 3 】 領収書 No. ①~⑫

【項目】 1.調査研究費 2.研修費 3.広報費 4.広聴費 5.要請・陳情活動  
6.会議費 7.資料作成費 8.資料購入費 9.人件費 10.事務所費

■ 【調査研究費:KDDI 携帯電話料金】

(090-6869-8479) ※領収書別紙添付

※小数点以下切り捨て

	請求月	利用月	支払日	支払額	按分率	充当額	備考
①	4月請求	3月利用分	5月12日	5,371	50%	2,685	
②	5月請求	4月利用分	6月10日	5,476	50%	2,738	
③	6月請求	5月利用分	7月10日	7,022	50%	3,511	
④	7月請求	6月利用分	8月12日	5,310	50%	2,655	
⑤	8月請求	7月利用分	9月10日	5,374	50%	2,687	
⑥	9月請求	8月利用分	10月10日	7,262	50%	3,631	
⑦	10月請求	9月利用分	11月10日	7,513	50%	3,756	
⑧	11月請求	10月利用分	12月10日	7,272	50%	3,636	
⑨	12月請求	11月利用分	1月13日	5,592	50%	2,796	
⑩	1月請求	12月利用分	2月10日	7,278	50%	3,639	
⑪	2月請求	1月利用分	3月10日	7,274	50%	3,637	
⑫	3月請求	2月利用分	4月10日	7,300	50%	3,650	
	合計			78,044	50%	39,021	

【調査研究費:KDDI 携帯電話料金】 50% 按分 ¥39,021

発行年月日 2026年 3月24日

上原 仙子 様

### 支払証明書

ご請求月	ご請求コード	お支払額 (円)	うち消費税等 (円)	収納年月日	備考	請求先ご名義
2025年 4月	6012211101	18,349	1,242	*****5/14	クレジット会社決済分	上原 仙子
2025年 5月	6012211101	18,564	1,261	*****7/10	クレジット会社決済分	上原 仙子
2025年 6月	6012211101	30,110	1,402	*****7/10	クレジット会社決済分	上原 仙子
2025年 7月	6012211101	18,424	1,249	*****8/12	クレジット会社決済分	上原 仙子
2025年 8月	6012211101	20,241	1,414	*****9/10	クレジット会社決済分	上原 仙子
2025年 9月	6012211101	20,571	1,444	*****10/10	クレジット会社決済分	上原 仙子
2025年10月	6012211101	20,822	1,467	*****11/10	クレジット会社決済分	上原 仙子
2025年11月	6012211101	20,581	1,445	*****12/10	クレジット会社決済分	上原 仙子
2025年12月	6012211101	18,901	1,292	*****1/13	クレジット会社決済分	上原 仙子
2026年 1月	6012211101	20,587	1,445	*****2/10	クレジット会社決済分	上原 仙子
2026年 2月	6012211101	20,582	1,445	*****3/10	クレジット会社決済分	上原 仙子
2026年 3月	6012211101	20,608	1,447	*****4/10	クレジット会社決済分	上原 仙子

合計 (クレジット会社決済分除く)	0	0
-------------------	---	---

合計 (クレジット会社決済分)	248,340	16,553
-----------------	---------	--------

上記の料金は、領収済であることを証明いたします。

※クレジットカードでお支払いのお客さまは、ご契約されているクレジットカード会社へ上記料金のお支払いがない場合、本証明書は無効となります。

※翌月合算請求 (請求見送り) に該当するご請求月は、「うち消費税等」を非表示としております。  
ご請求額に応じた消費税額につきましては、請求書にてご確認ください。

料金内訳書

<凡例> U: 税込料金、\*: 免税料金等、#: 旧税率計算対象料金

KDDI 株式会社

上原 仙子 様

ご請求コード

発行日: 2025年 4月 3日

1頁

● au 電話料金 (沖縄セルラー電話)

● 合計

6,951円④

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
	6,951		お客様コード
< 3月ご利用内訳 >	6,951		ご利用月数は 目です。

②

③

④

上原 仙子 様

ご請求コード

発行日: 2025年 5月 3日

1 頁

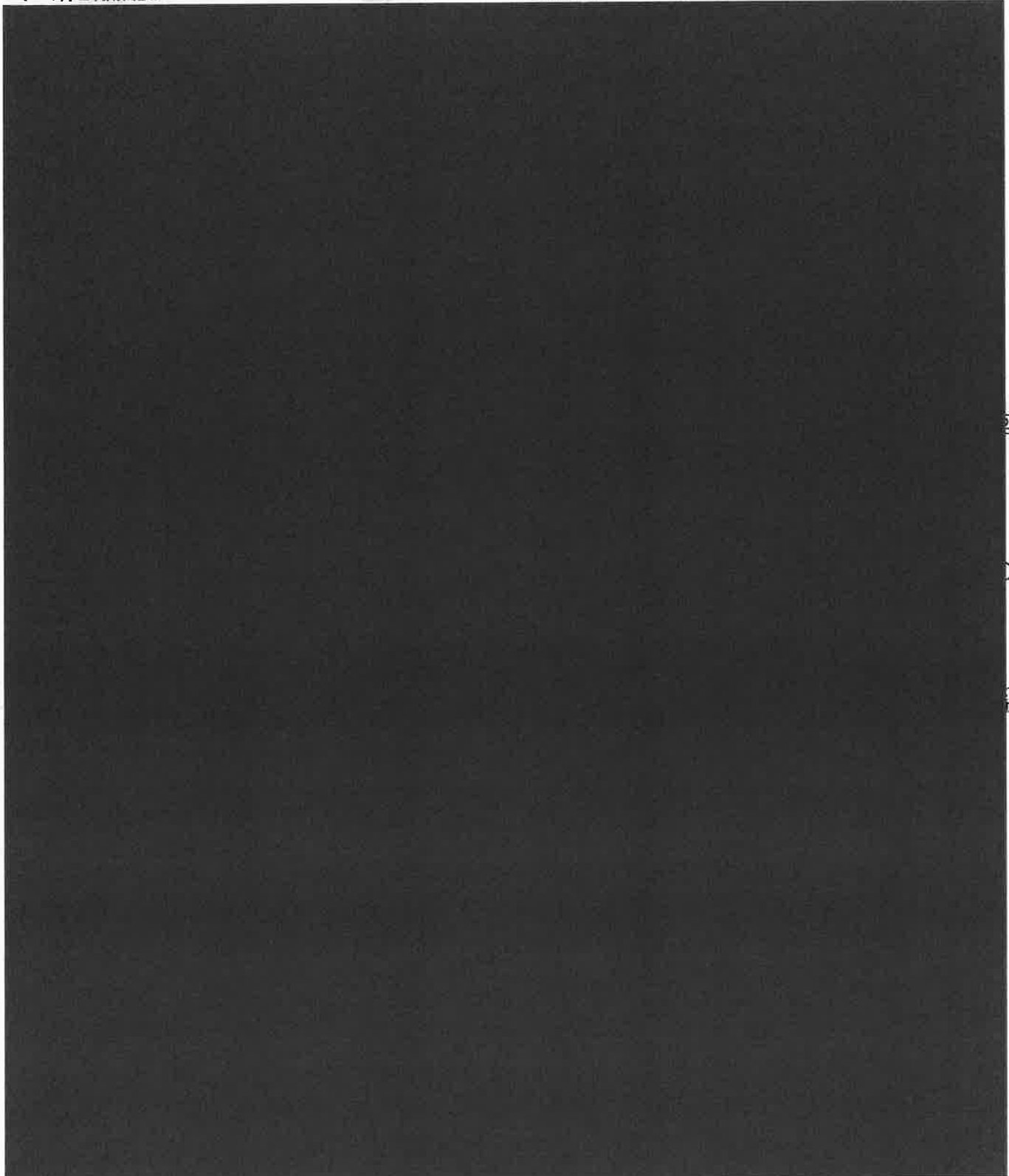
● a u 電話料金 (沖縄セルラー電話)

● 合計

7,056 円①

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
	7,056		
< 4月ご利用内訳 >	7,056		

ご利用料金は2025年5月1日～2025年5月31日までの利用分です。



料金内訳書

<凡例> U:税込料金、\*:免税料金等、#:旧税率計算対象料金

KDDI株式会社

上原 仙子 様

ご請求コード: [REDACTED]

発行日: 2025年 6月 4日

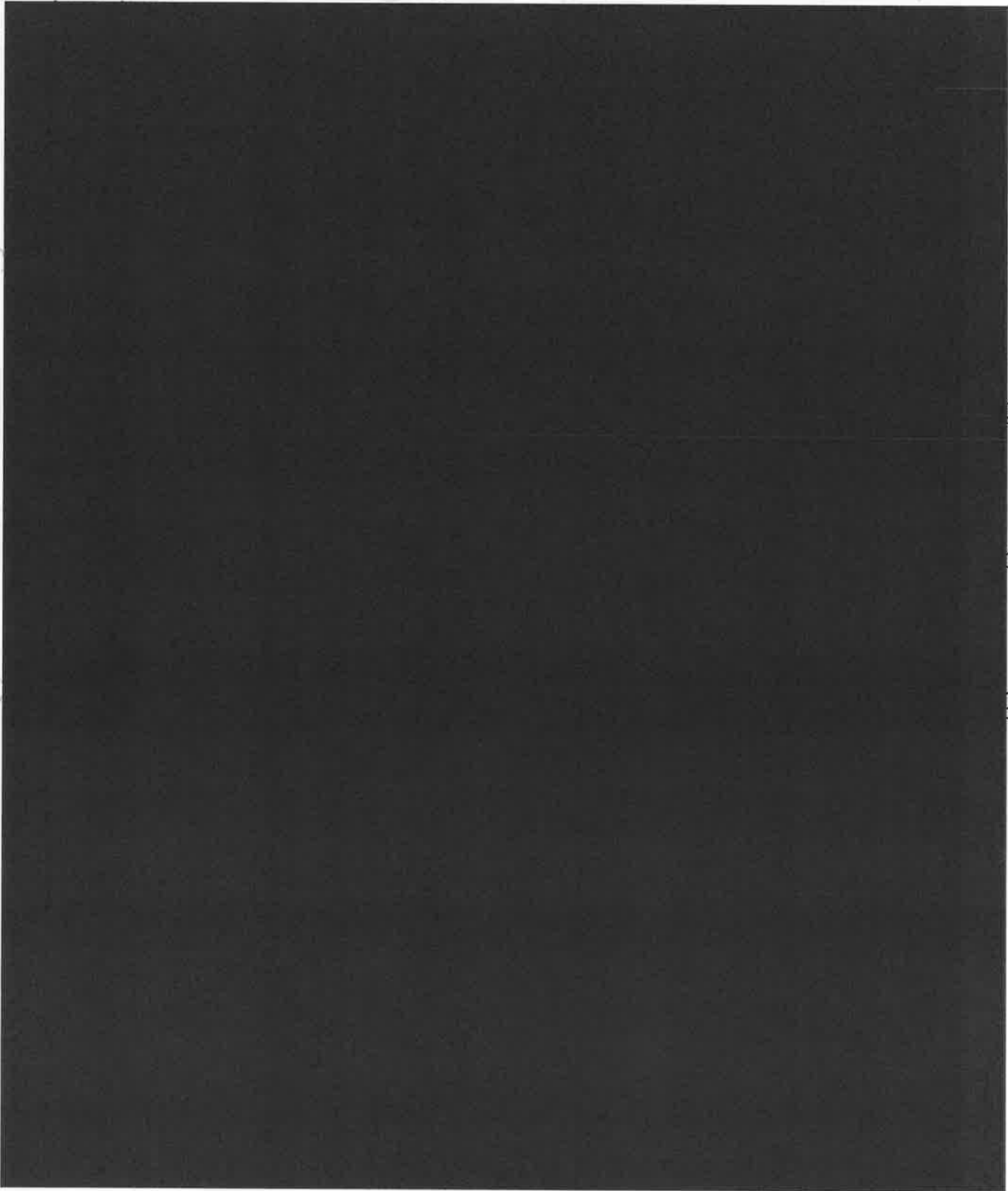
1 頁

● au 電話料金 (沖縄セルラー電話)

● 合計

8,602 円 ①

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
[REDACTED]	8,602	[REDACTED]	[REDACTED]
< 5月ご利用内訳 >	8,602	[REDACTED]	[REDACTED] 目です。



②

③

④

料金内訳書

<凡例> U:税込料金、\*:免税料金等、#:旧税率計算対象料金

KDDI株式会社

上原 仙子 様

ご請求コード

発行日: 2025年 7月 3日

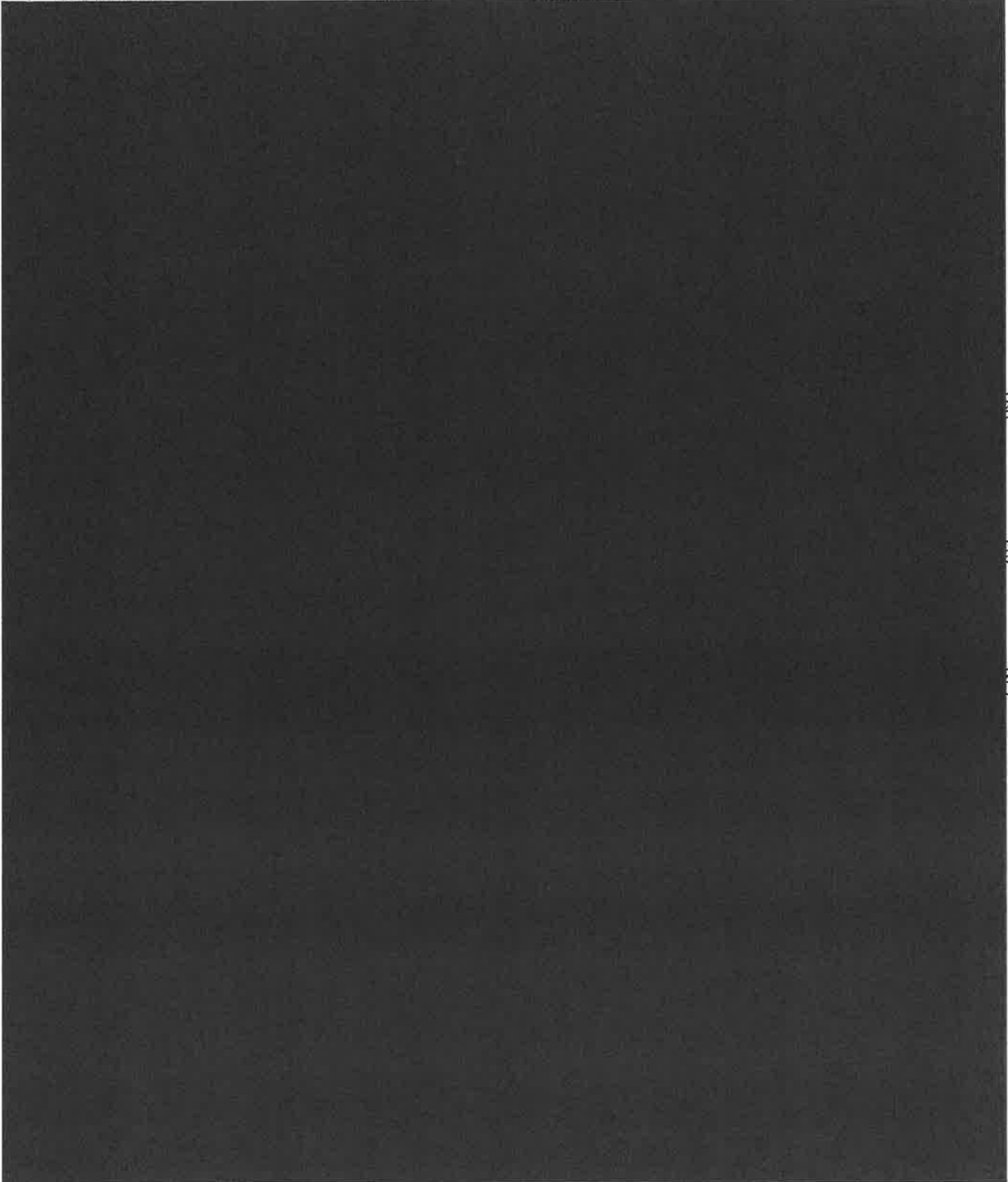
1頁

● au 電話料金 (沖縄セルラー電話)

● 合計

6,890円 ①

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
< 6月ご利用内訳 >	6,890	6,890	目です。



②

③

④

料金内訳書

<凡例> U:税込料金、\*:免税料金等、#:旧税率計算対象料金

KDDI株式会社

上原 仙子 様

ご請求コード: [REDACTED]

発行日: 2025年 8月 3日

1頁

● a u 電話料金 (沖縄セルラー電話)

● 合計

6,954円 ①

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
[REDACTED]	6,954	[REDACTED]	[REDACTED]
< 7月ご利用内訳 >	6,954	[REDACTED]	目です。

②

③

④

料金内訳書

<凡例> U:税込料金、\*:免税料金等、#:旧税率計算対象料金

KDDI株式会社

上原 仙子 様

ご請求コード: [REDACTED]

発行日: 2025年 9月 3日

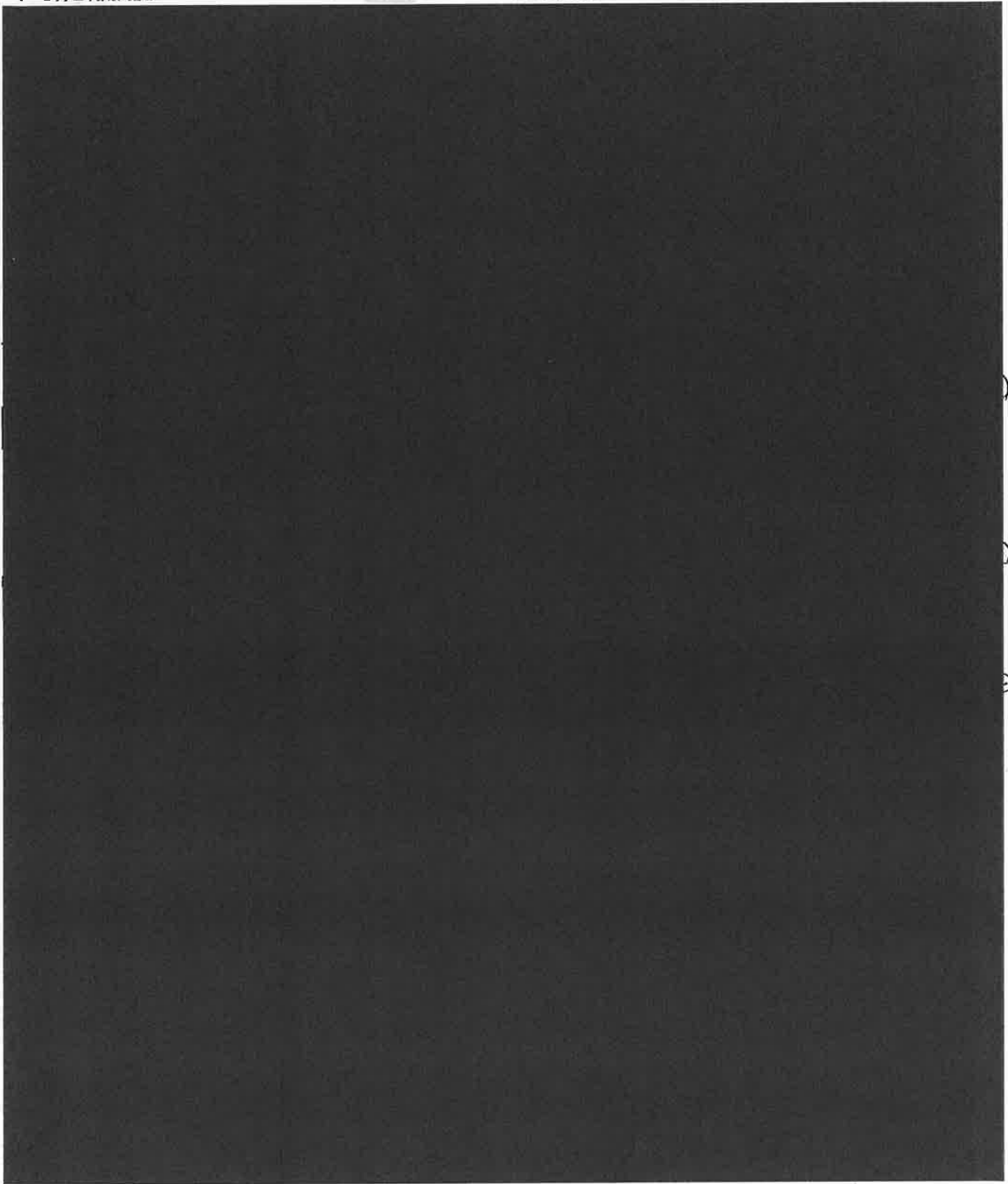
1 頁

● au 電話料金 (沖縄セルラー電話)

● 合計

8,842 円 ①

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
[REDACTED]	8,842	[REDACTED]	[REDACTED]
< 8月ご利用内訳 >	8,842	[REDACTED]	[REDACTED]



料金内訳書

〈凡例〉 U: 税込料金、\*: 免税料金等、#: 旧税率計算対象料金

KDDI 株式会社

上原 仙子 様

ご請求コード

発行日: 2025年10月 3日

1 頁

● au 電話料金 (沖縄セルラー電話)

● 合計

9,093 円 ①

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
	9,093		
< 9月ご利用内訳 >	9,093		です。

②

③

④

料金内訳書

<凡例> U: 税込料金、\*: 免税料金等、#: 旧税率計算対象料金

KDDI 株式会社

上原 仙子 様

ご請求コード: [REDACTED]

発行日: 2025年11月 6日

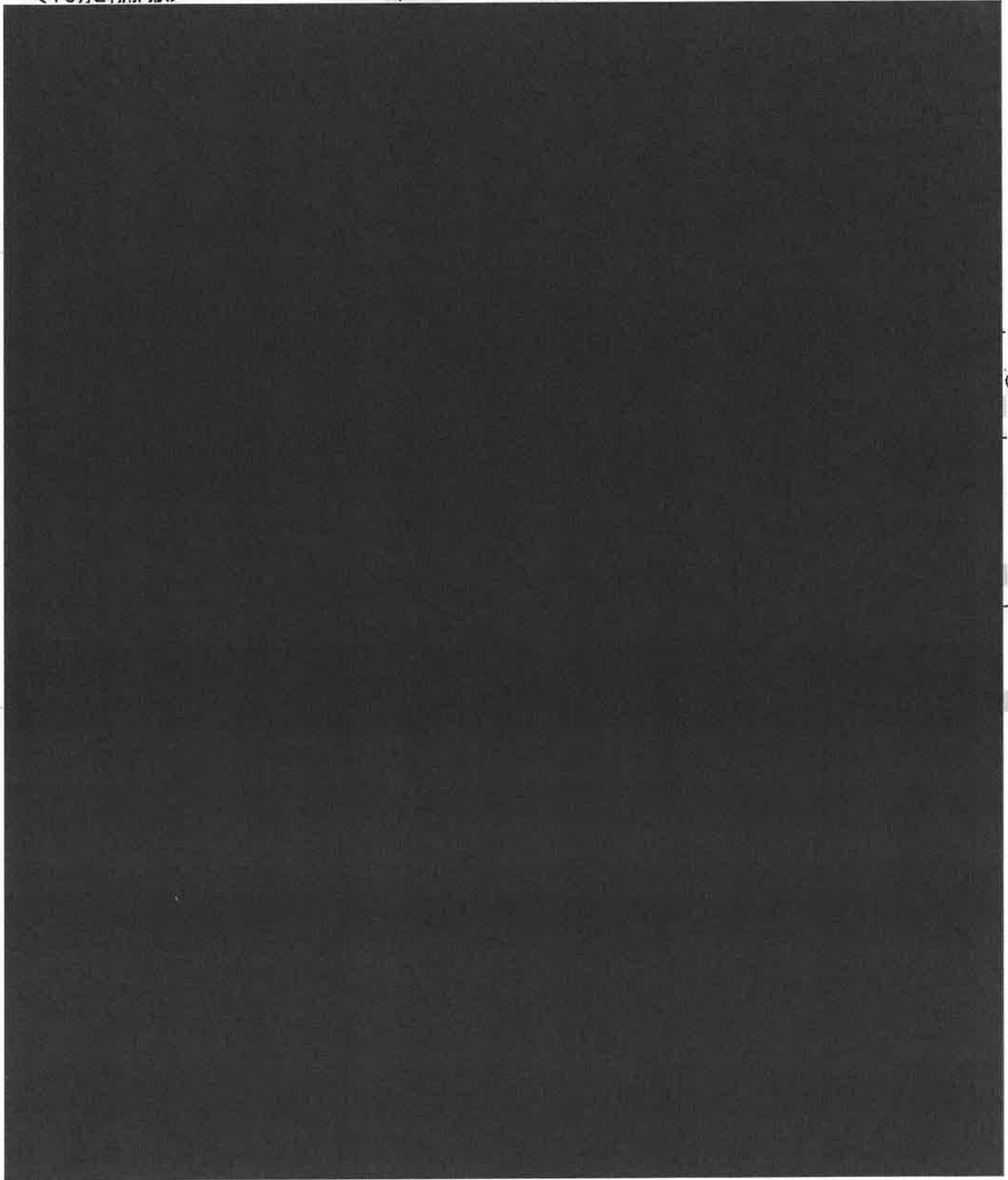
1 頁

● au 電話料金 (沖縄セルラー電話)

● 合計

8,852 円 ①

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
[REDACTED]	8,852	[REDACTED]	[REDACTED]
<10月ご利用内訳>	8,852	[REDACTED]	す。



②

③

④

料金内訳書

<凡例> U: 税込料金、\*: 免税料金等、#: 旧税率計算対象料金

KDDI 株式会社

上原 仙子 様

ご請求コード: [REDACTED]

発行日: 2025年12月 3日

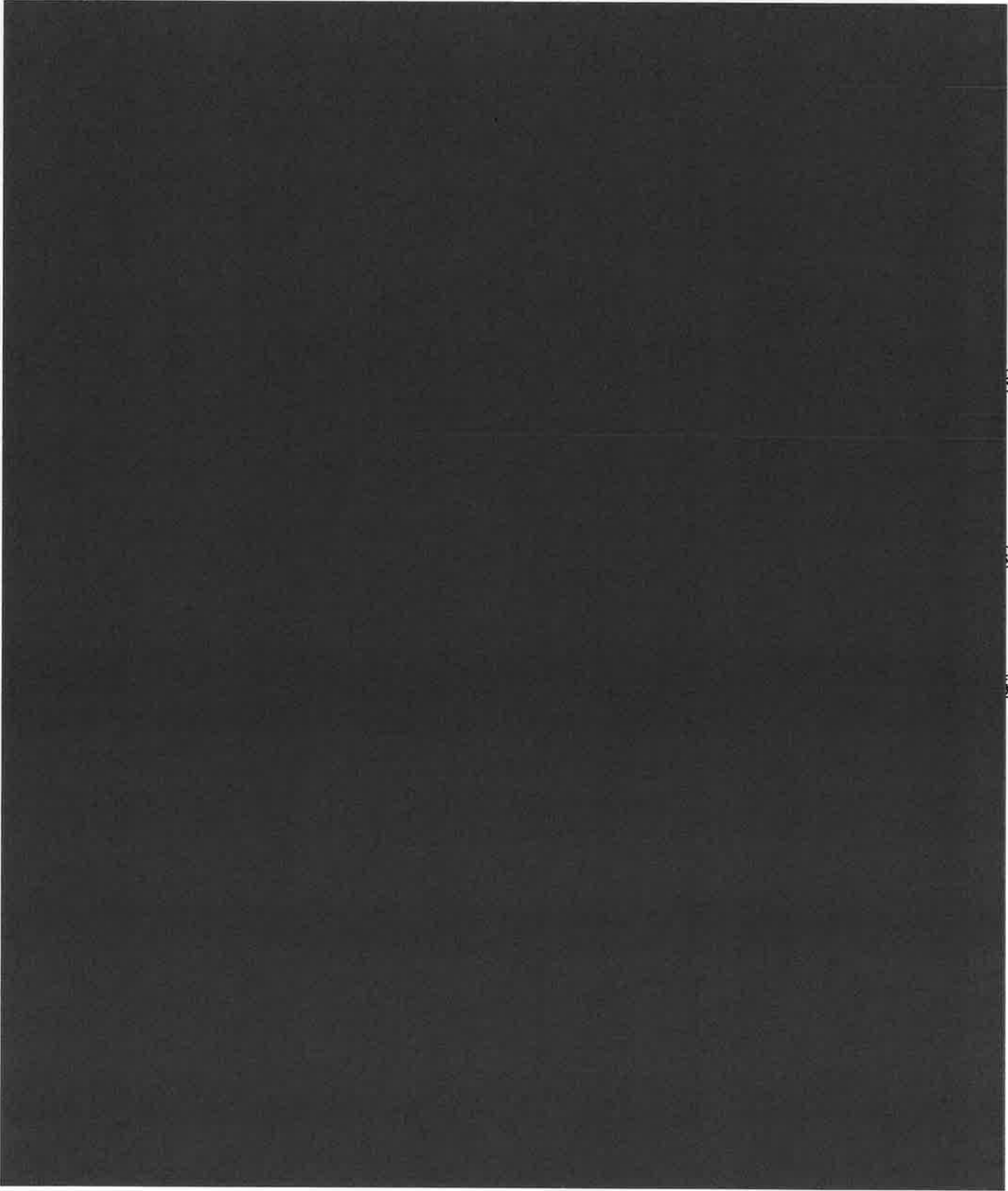
1 頁

● a u 電話料金 (沖縄セルラー電話)

● 合計

7,172 円 ①

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
[REDACTED]	7,172	[REDACTED]	[REDACTED]
<11月ご利用内訳>	7,172	[REDACTED]	です。



上原 仙子 様

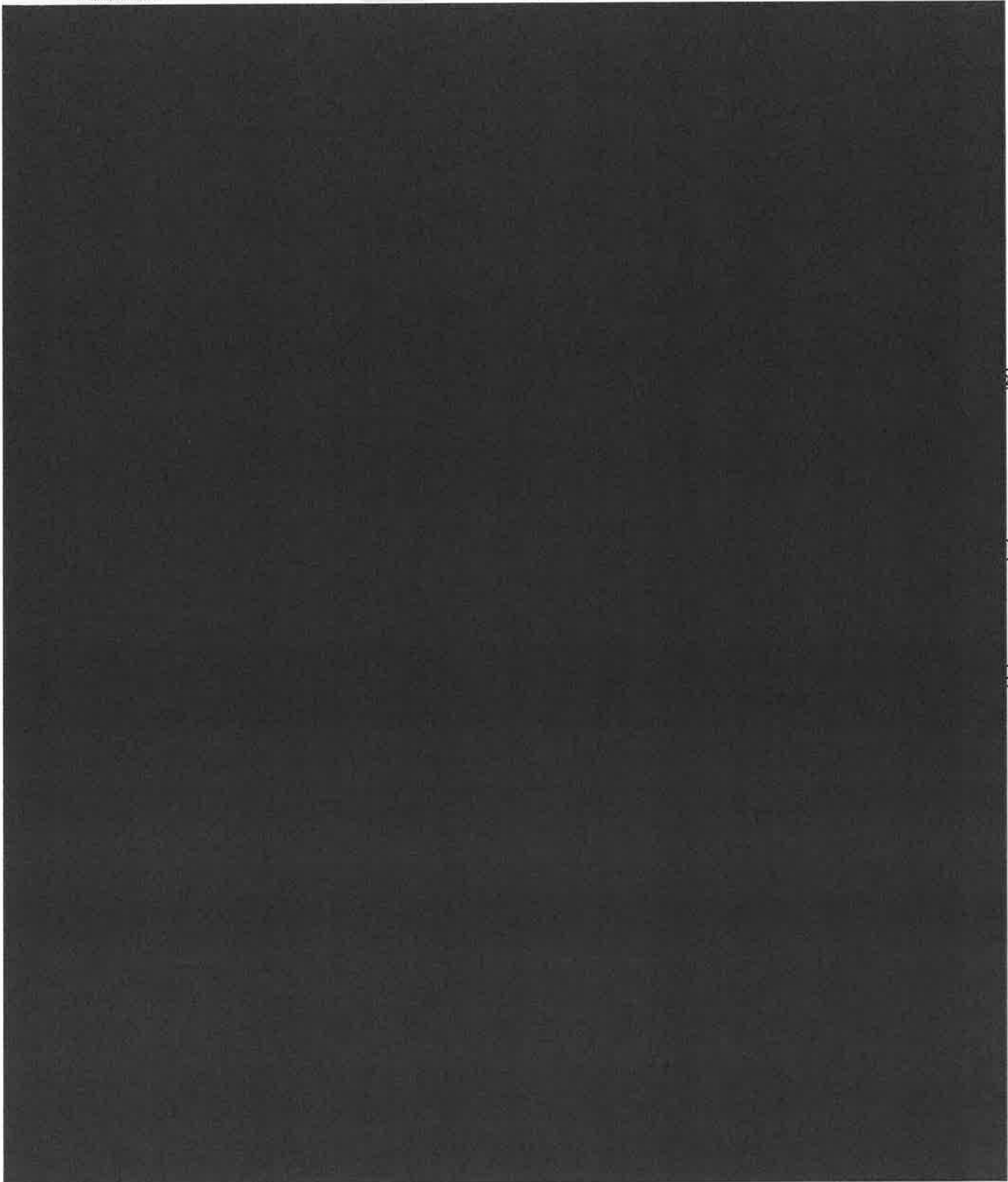
ご請求コード: [REDACTED] 発行日: 2026年 1月 6日 1頁

● a u 電話料金 (沖縄セルラー電話)

● 合計

8,858円①

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
[REDACTED]	8,858	[REDACTED]	[REDACTED]
<12月ご利用内訳>	8,858	[REDACTED]	[REDACTED]



料金内訳書

<凡例> U: 税込料金、\*: 免税料金等、#: 旧税率計算対象料金

KDDI 株式会社

上原 仙子 様

ご請求コード

発行日: 2026年 2月 4日

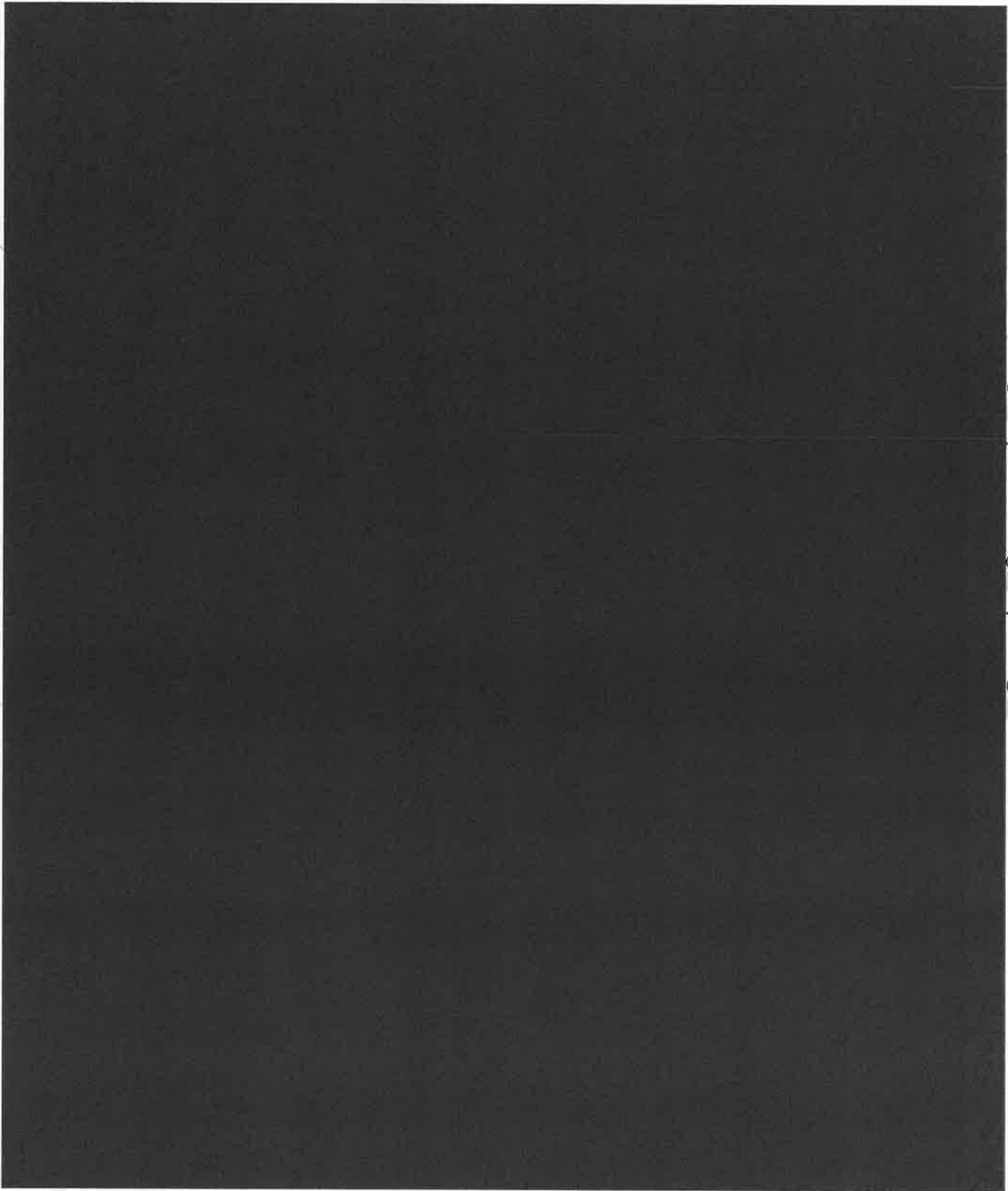
1 頁

● au 電話料金 (沖縄セルラー電話)

● 合計

8,854 円 ①

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
	8,854		
< 1月ご利用内訳 >	8,854		



料金内訳書

<凡例> U:税込料金、\*:免税料金等、#:旧税率計算対象料金

KDDI株式会社

上原 仙子 様

ご請求コード [REDACTED]

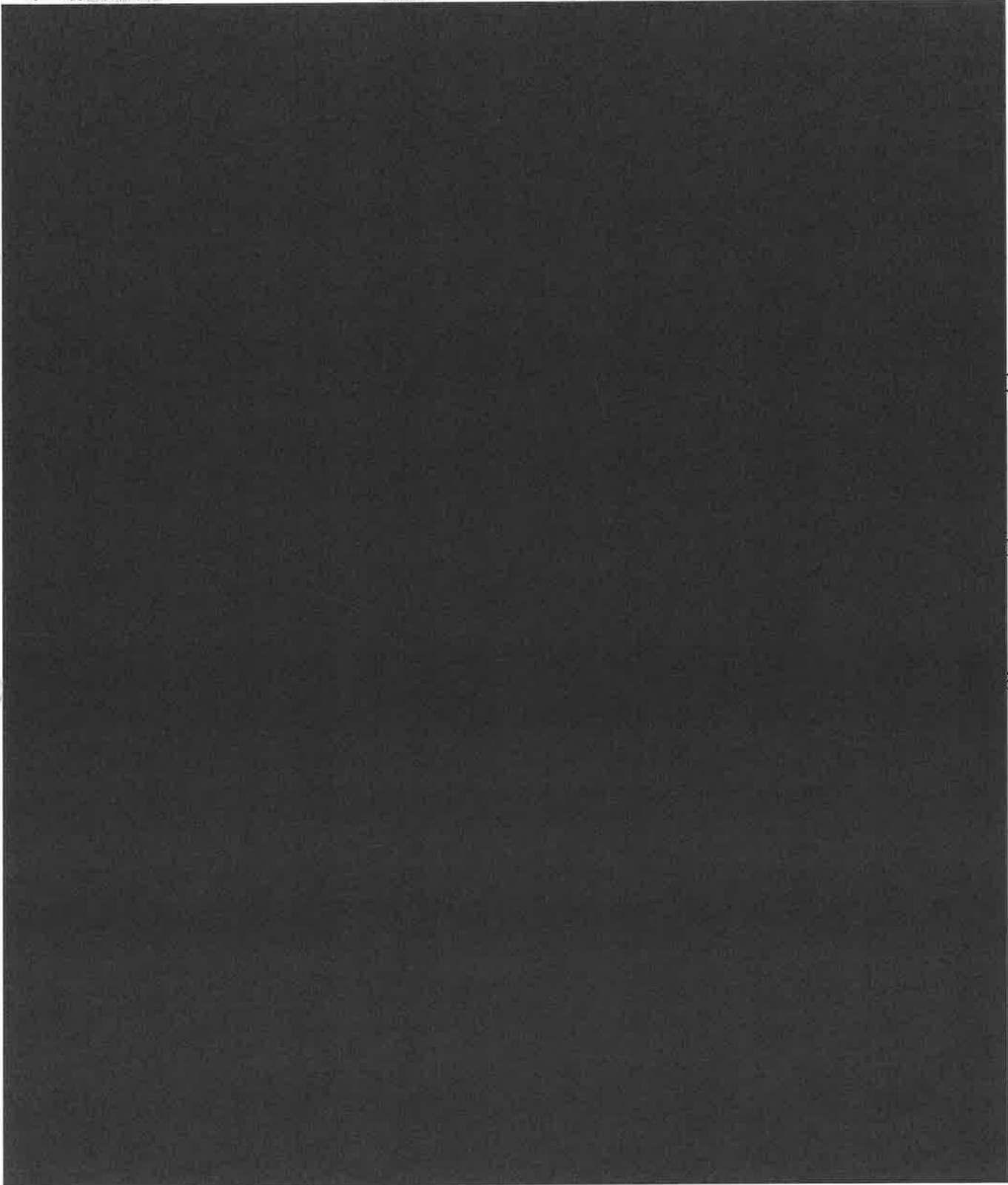
発行日: 2026年 3月 4日 1頁

● a u 電話料金 (沖縄セルラー電話)

● 合計

8,880円①

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
[REDACTED]	8,880	[REDACTED]	[REDACTED]
< 2月ご利用内訳 >	8,880	[REDACTED]	[REDACTED]



# 3 広報費

令和 7 年度

議員名 上原仙子

整理番号 1

領収書 NO ①

【項目】  調査研究費  研修費  広報費  広聴費  要請・陳情活動費  
 会議費  資料作成費  資料購入費  人件費  事務所費

### 領 収 書

№ 004596

上原仙子 様

2025 年 3 月 27 日

下記の通り、領収いたしました

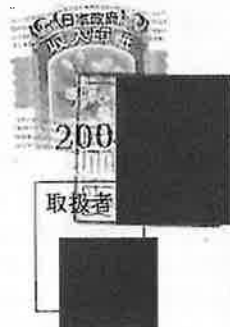
金額	¥	1	7	2	9	7	5
----	---	---	---	---	---	---	---

株式会社 **タイムスアドネクスト**

本社 那覇市久茂地 2 丁目 2 番 2 号  
 TEL: (098) 869-3115  
 中部支社 沖縄市胡屋 1 丁目 12 番 24 号  
 TEL: (098) 939-1225  
 北部営業所 名護市宮里 1 丁目 8 番 8 号  
 TEL: (0980) 59-2631

登録番号 T6-3600-0102-9113

摘要	掲載日/折込日	金額
4/5~4/9 ポスティング配布料	31,450枚×5円	1,572,500
	消費税 8%	
	消費税 10%	1,572,500
	合計	¥ 1,729,750



※配布期間が令和7年度のため、令和7年度に充当。

■ 4月5日～4月19日

活動報告書チラシ 5円×31,450枚 ×1.1  
ポスティング配布 (配布物別添)

通信運搬費 100%

1 枚

充当額 172,975円



# 上原ひさこ通信

2025年  
3月

那覇市議会議員 上原仙子 議会活動報告

昨年は能登半島地震に始まり、4月には台湾東部沖地震による津波警報が沖縄県にも発令され、即座に避難行動が求められました。また、台風には慣れているつもり私たちですが、11月の本島北部豪雨被害はこれまでにない経験となり、那覇市内においても5月、6月の梅雨時、大雨による浸水や冠水が地域で見られました。災害はいつ起きるかわからない、より身近なものと感じる一年だったのではないのでしょうか。

いざという時の「地域防災力」。これをどのように高めていくか。一朝一夕にはいかない地道な活動ではありますが、市民と地域と、そして行政がしっかりと連携できる取組みをこれからも推進していきたいと思えます。



## こども 弱視の早期発見に！

### 乳幼児健診で検査機器を導入

弱視は早期発見・早期治療が肝要という観点から、乳幼児健診時に検査機器の導入を以前より提案してまいりました。

全国的にもその理解が進み、令和4年度から国の新規事業として乳幼児健診の備品整備に対し予算措置が取られ、半額補助の上、スポットビジョンスクリーナーなどの機器を使った屈折検査の導入が推進されています。

那覇市でも令和4年度からこの補助金を活用して機器を導入し、3歳児健診の充実を図っているとのこと。成果としては、眼科の要精密検査が令和3年度は72人で全体の2.9%であったものが、令和4年度には221人、8.8%と大幅に増え、実際に弱視の早期発見も2人から27人に増えたとのことでした。弱視の早期発見につながっていることがわかります。

令和5年度の3歳児健診受診率が89.2%。残り10%の未受診者の中にも精密検査が必要なお子さんがいることが推測できます。さらなる受診率のアップを目指すことを要望しました。

## 地域コミュニティ やがて築50年

### 共同利用施設の建替計画について

那覇市には現在、8つの共同利用施設があり、小禄地域の田原・安次嶺・宮城・高良・宇栄原・当間・小禄、そして真嘉比の自治会館として地域の活動拠点となっています。

共同利用施設は旧運輸省や旧防衛施設庁の補助金を活用して昭和54年（1979）～58年（1983）に建設され、あと数年で築50年を迎えます。老朽化し使用できなくなる前に、これらの施設を計画的に建替えを行うことを基本に、今、それぞれの地域と那覇市で情報の収集や意見交換が行われています。今後は建設委員会の設置等を進め、その中で地域の声がしっかりと反映された、地域のための施設となるよう取り組んでまいります。



## 防災

### 地域の冠水対策・早期の対応を



最近の大雨は想定以上の雨量を伴い、小禄地域や首里石嶺町等で冠水被害をもたらしました。左写真の小禄交差点では排水路から溢れる水が、車道、歩道を埋め、歩行者にとってはもちろん、車も運転不能になるなど影響があり、その対策を求めました。

那覇市では令和6年度から「雨水管理総合計画」の策定を始め、シミュレーション、分析等を行い、今後、具体的な対策に繋げていくとしています。根本的な解決を今後も求めます。

## 協働によるまちづくり

## 活動拠点の整備を！ 明石市の視察から

那覇市が進めている小学校区を単位としたコミュニティづくり。現在、市内36の小学校区のうち15校区でまちづくり協議会が設立し、4校区で準備会が立ち上がっています。自治会やPTA、学校、民生委員、企業・事業所など、地域に関わる誰もが参加できることが特徴です。地域の課題を共有し、一緒に解決を図りながら、人と人、地域のつながりを広げ、深めていくことを目指しています。

昨年7月、その先進地である明石市へ視察に行つてまいりました。明石市では、校区まちづくり協議会を支援するための中間支援組織の存在や、活動拠点としてコミュニティ・センターが全校区に設置され、そこに常駐する人がいて、事務所や会議室の機能も備え、地域の人が集い、子どもたちの居場所にもなっているという非常に羨ましい環境がありました。

これまで何度も活動拠点の整備を求めてきましたが、今回の視察を通してその必要性を改めて感じました。地域と学校の連携にも大きく関連することです。その仕組づくりも含め、実現できるようこれからも取り組んでまいります。



### 地域と学校の協働

#### ① 地域学校協働活動推進員

教育委員会では、学校と地域が連携・協働して子どもたちの学びや成長につながる活動を推進するため、学校と地域をつなぐ地域学校協働活動推進員を配置しています。令和6年度に3人、令和7年度はさらに14人を追加予定で、その後は全校に配置を目指しています。人選は学校長の推薦を受けてのことですが、コーディネーターとして大事な役割を担う地域人材であるため、地域の校区まちづくり協議会や自治会等との連携を図ってほしい旨要望しました。

#### ② 学校運営協議会 (コミュニティ・スクール)

令和6年度に第1期導入校として3校(小2・中1)、令和7年度に第2期導入校として4校(小3・中1)、令和9年度までに全校への学校運営協議会の設置を予定しているとのこと。地域や学校の理解、人材確保の課題もあり、かなりのハードスケジュールだが、単に数を満たすものとならないよう求めました。

### 公園

#### 与儀公園のD51は

与儀公園に展示されている蒸気機関車D51は、沖縄の子どもたちの願いに応え、昭和48年(1973年)に当時の国鉄職員はじめ全国の方々からの寄付により贈られました。その経緯から現在は教育委員会が所管となって、維持管理を行っています。

現在、旧市民会館跡の新真和志複合施設の整備と併せて与儀公園の再整備計画も進められる中で、D51も公園施設として利活用できるよう整備するべき。そのためには教育委員会と関係部局の連携が必要だと求めました。当局からは、より効果的な整備を進めると共に、D51をどう生かしていくかについても教育委員会と連携して進めていきたいとの答弁が得られました。



与儀公園にD51が設置された経緯  
～D51設置までを写真で振り返る～ (那覇市HP)

### 地域防災

#### それぞれの地域で取り組む"防災イベント" ぜひご参加ください!

防災に対する意識の高まりから、今年度は特に地域での様々な形の"防災イベント"が目を見えます。子どもたちが楽しく学ぶ「リッカ!ヤールーキャラバン」。公園や学校体育館等で行われる「防災キャンプ」。今年初めて開催された「天久小学校防災中!」や垣花小学校での「防災運動会」。その他、避難訓練等も工夫を凝らして取り組んでいます。大切なのは、そこに地域の大人や学生、子どもが関わっていることです。多くの市民の皆様に参加していただきたいと思ひます。



事務所：〒900-0152 那覇市宇小緑224番地 はまがあマンション101  
TEL：090-6869-8479 E-mail：info@ueharahisako.com



令和 7 年度

議員名 上原 仙子

整理番号

2

領収書 NO ①

【項目】  調査研究費  研修費  広報費  広聴費  要請・陳情活動費  
 会議費  資料作成費  資料購入費  人件費  事務所費

# 保守管理請求書

No. a1544n11k-627418464-UH  
2026年1月5日

上原仙子 様

下記の通りご請求申し上げます。

請 求 名 那覇市議会議員 上原仙子 公式ホームページ 保守管理  
 受 取 方 法 インターネット  
 受 渡 場 所  
 支 払 方 法 納品後お支払い  
 見 積 名  
 開 発 コ ー ド

SiANiS

沖縄県那覇市小禄1-17-28  
照屋崇男

請求金額

¥180,000-

(保守管理費：1年分)  
2025年04月～2026年03月分

1	ホームページ 保守管理費	120,000	(10,000円×12ヶ月分)
---	--------------	---------	-----------------

2	サーバー使用費	60,000	(5,000円×12ヶ月分)
---	---------	--------	----------------

小 計	180,000
-----	---------

合 計	180,000
-----	---------

以上のとおり何卒よろしくお願いたします。

領 収 証

上原仙子

様

No. \_\_\_\_\_

★

¥180,000-

但し、このうち保守管理費・サーバー使用費 (2025年4月～2026年3月分) については

2026年 1月 6 日

上記正に所収した旨を  
所請書小禄1-17-28

内訳

税率	金額(税込)
%	消費税額等
税率	金額(税込)
%	消費税額等



コクヨ ヴケ-1097

SiANiS 照屋崇男

広報費 180000円 50% 1枚 充当額 90,000円

## 7 資料作成費

備品対応年数計算表

議員名 上原 仙子

備品台帳 No.1

名称 : 型番	Dynabook ノートPC : P3S6YYES
購入日	令和7年(2025)10月5日
耐用年数	4年 (48ヶ月)

年度	充当期間	使用者 保管場所	購入価格	耐用年数	充当月数	償却額	按分率	充当額	備考
令和7年度 (2025)	10月~3月	上原仙子 政務事務所	¥169,230	4年 (48力月)	6 力月	¥21,153	50 %	¥10,576	
令和8年度 (2026)	4月~3月	上原仙子 政務事務所	¥169,230	4年 (48力月)	12 力月	¥42,308	50 %	¥21,154	
令和9年度 (2027)	4月~3月	上原仙子 政務事務所	¥169,230	4年 (48力月)	12 力月	¥42,308	50 %	¥21,154	
令和10年度 (2028)	4月~3月	上原仙子 政務事務所	¥169,230	4年 (48力月)	12 力月	¥42,308	50 %	¥21,154	
令和11年度 (2029)	4月~9月	上原仙子 政務事務所	¥169,230	4年 (48力月)	6 力月	¥21,153	50 %	¥10,576	
					48 力月	¥169,230		¥84,614	

令和8年3月31日

令和7年度10月~3月(6力月)分

¥21,153

50%  
充当

¥10,576

備品対応年数計算表

議員名 上原 仙子

備品台帳 No.1

名称 : 型番	Dynabook ノートPC : P3S6YYES
購入日	令和7年(2025)10月5日
対応年数	4年(48カ月)

	P/C代	5年保証
商品代	154,800	7,740
消費税	15,480	774
計	170,280	8,514
値引き	-1,050	-8,514
購入金額	169,230	0

上原 仙子  
印

-40. [カード] 素  
G018 P ES 1  
外10  
ト-ショク  
7,740P  
774  
1013 テ... シンプル...  
1:持帰 外10  
74106018 F...  
PC... 1:持帰 外10  
724562012 704126  
PC... 1:持帰 外10  
小計 ¥162,540  
+消費税  
税引計 178,794  
引付 8,514P  
-¥1,050  
合計 ¥169,230  
(内消費税 ¥15,480)  
10%対象 ¥169,230

領 収 書

No.E 1652477

上原 仙子 様

金額 ¥169,230  
(内消費税 ¥15,384)

但 169,230円として  
※印は軽減税率対象商品

入金日 2025年 10月 5日 上記正に領収いたしました。

内訳 10%対象 ¥169,230 (内消費税 ¥15,384)

8%対象 ¥ (内消費税 ¥)

非課税他 ¥

受注日 2025年 月 日  
伝票番号 P3S6YYES

群馬県高崎市栄町1-1

株式会社ヤマダデンキ

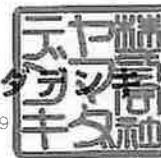
登録番号:T2070001036729

(注)本証に社印及び取扱者印の無いもの又は金額を訂正したものは無効です。

印紙税申告納  
付につき高崎  
税務署承認済

お支払の内訳

現金	✓
カード	¥169,230
電子マネー コード決済	
デビット	
商品券	
ショッピング クレジット	
その他	



# 備品管理台帳

## 備品管理台帳

議員名 上原 仙子

番号	名称・型番	購入金額 (充当額)	購入日	耐用 年数	管理責任 保管場所	廃棄・譲渡日 理由	備考
1	Dynabook ノートパソコン P3S6YYES	¥169,230 (¥84,615)	2025年 10月5日	4年	上原仙子 政務事務所		1/2 按分 ✓
2							
3							
4							
5							
6							

# 10 事務所費

令和7年度 議員名【上原 仙子】 整理番号【1】領収書 No.①~⑫

【項目】 1.調査研究費 2.研修費 3.広報費 4.広聴費 5.要請・陳情活動  
6.会議費 7.資料作成費 8.資料購入費 9.人件費 10.事務所費

■【事務所費：事務所賃借料／共益費／水道料】

(有限会社大栄住宅)※領収書別紙添付

※小数点以下切り捨て

	請求月	支払日	賃借料	共益費	水道料	合計	按分率	充当額	備考
①	4月分	4月15日	50,000	500	1,270	51,770	50%	0	選挙準備期間中
②	5月分	5月15日	50,000	500	1,326	51,826	50%	0	
③	6月分	6月17日	50,000	500	1,326	51,826	50%	0	
④	7月分	7月16日	50,000	500	1,382	51,882	50%	0	
⑤	8月分	8月15日	50,000	500	1,270	51,770	50%	25,885	
⑥	9月分	9月17日	50,000	500	1,270	51,770	50%	25,885	
⑦	10月分	10月15日	50,000	500	1,270	51,770	50%	25,885	
⑧	11月分	11月15日	50,000	500	1,270	51,770	50%	25,885	
⑨	12月分	12月16日	50,000	500	1,270	51,770	50%	25,885	
⑩	1月分	1月15日	50,000	500	1,270	51,770	50%	25,885	
⑪	2月分	2月17日	50,000	500	1,270	51,770	50%	25,885	
⑫	3月分	3月17日	50,000	500	1,326	51,826	50%	25,913	
	合計		¥600,000	¥6,000	¥15,520	¥621,520	50%	¥207,108	

※4月～7月分、選挙準備期間中の為充当せず。

上原仙子 様

領収証

令和 8 年 4 月 3 日

金額 百 千 円  
 ¥ 6 2 1 5 2 0



但し、はまがきマンション(101)・令和7年4月から令和8年3月までの  
 家賃、共益費、水道代として、(家賃¥600000-共益費¥6000-水道代¥15520-)  
 上記の通り領収致しました。

有限会社大栄住宅  
 〒901-0152 沖縄県那覇市小禄696番地  
 電話(098)857-5566

【事務所費：事務所賃借料／共益費／水道料】 ¥621,520 50% 按分 ¥207,108

06-07-16 家賃 \*51,770

⑤ 06-08-15 家賃 \*51,770

⑥ 06-09-17 家賃 \*51,770

⑦ 06-10-15 家賃 \*51,770

⑧ 06-11-15 家賃 \*51,770

⑨ 06-12-16 家賃 \*51,770

⑩ 07-01-15 家賃 \*51,770

⑪ 07-02-17 家賃 \*51,770

⑫ 07-03-17 家賃 \*51,826

- 事務所概要記録簿  
(事務所外観・内観写真)
- 貸借契約書

# 令和7年度 事務所概要記録簿

議員名 上原 仙子

1 所在地等 住 所 那覇市字小祿 224 番地 はまがあマンション 1 階 101 号  
設置年月 平成 30 年 6 月 延床面積 49.58 m<sup>2</sup>

## 2 所有区分

賃借事務所 所有者住所  
所有者氏名



仲介業者 有限会社 大栄住宅

契約期間 令和 7 年 4 月 1 日 ~ 令和 8 年 3 月末日

その他 \_\_\_\_\_

## さくじょ

3 議員の親族関係：  議員の三親等の親族外

4 議員と生計関係：  議員と生計別

5 他用務との兼用の有無

4~7月は選挙準備  
期間のため兼用はなし

無 ・  有 [  後援会事務所  政党事務所  その他( ) ]

6 按分率 [  1/2  1/3  その他( ) ]

7 主な経費の支出(敷金・礼金・火災保険料・保証金は不可)

・ 賃借料 50,000 円/月 ・ 共益費 500 円/月

・ 水光熱費 水道代(使用分)/月 ・ 駐車場 0 円/月

8 その他特記事項

・ 備品( ) ・ リース( )

9 事務所外観、事務所内観 (写真別添)

# 建物賃貸借契約書(事業用)

貸主 宇小禄財産管理運営会 (以下「甲」という。)と借主 上原 仙子 (以下「乙」という。)は、以下の内容で頭書に表示する不動産に関し、契約期間満了において甲乙協議のうえ、契約を更新することができる。

## 頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	はまがぁマンション		1階 101号室 区画番号( )
	所在地	(住居表示) 那覇市宇小禄224		
		(登記簿) 那覇市宇小禄224番地		
	構 造	木造・鉄骨造・ <b>鉄筋コンクリート造</b> ・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造( )/ 瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・ <b>陸屋根</b> ・その他( )/ ( 4 )階建/全( 13 )戸		
	種 類	店舗	新築年月	昭和63年 1月
面 積	49.58㎡			
附属施設	駐車場/ **台付			

## 頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

・事務所
------

## 頭書(3) 契約期間

令和7年 4月 1日 から 令和8年 3月 末日まで ( 1 年間)	
目的物件の引渡し時期	年 月 日

(契約終了の通知をすべき期間) 年 月 日から 年 月 日 まで

## 頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 50,000円 (消費税含む)	管理・ 共益費	月額 500円 (別途消費税相当額 *円)
家財 保険料	— 円	敷 金	50,000円 (賃料1ヵ月分)
仲介 手数料	*****円 (別途消費税相当額****円)	礼 金	— 円 (賃料**ヵ月分)
償 却		保証会社 保証料	****円税込/初回 ***円税込/年間更新料
その他の条件		※ 要火災保険加入	
貸与する鍵	鍵No.		
	本数	本	本
賃料等の支払時期		当月分を毎月 5日まで	
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込	金融機関:	
	<input type="checkbox"/> 持 参	普通預金:	
	<input checked="" type="checkbox"/> 口座引落	持参先	
	委託会社名	JAにて要手続き	

**頭書(5) 借主緊急連絡先**

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)
	(自宅)TEL
	(勤務先)TEL (会社名・部署名)
	(携帯)TEL

**頭書(6) 貸主及び管理業者**

貸主	氏名	
	住所	

管理業者	商号又は名称 有限会社 大栄住宅	
所在地	那覇市小禄696番地 Tel 098-857-5566	
「賃貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」による登録を受けている場合はその番号	国土交通大臣( )第 号	
	(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名 (賃貸不動産経営管理士：登録番号 ) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載	

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
	住所

**頭書(7) 乙の債務の担保**

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	<input checked="" type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名	*****
		住所	*****
		極度額	
	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証業者の提供する保証	家賃債務保証業者名	*****
		主たる事務所の所在地	*****
		家賃債務保証業者登録番号	国土交通大臣( )第 号

**頭書(8) 再契約に関する事項**

--

**頭書(9) 特約事項**

- ・乙は、甲に礼金として金\*\*\*\*\*円を支払うものとする。
- ・前賃借人の増設物や新たに設置した増設物の、不具合時の修繕代や交換時の撤去及び取付費用については自己負担とする。又、退去時には前賃借人の設置物も含めすべてを撤去する事。  
(玄関・花壇・カウンター・棚・仕切り壁・照明・看板等)
- ・乙は、退去の際、ハウスクリーニング代を管理会社に支払うものとする。又、明け渡しに際しては、原状回復を原則とする。
- ・車庫証明の発行については、1台に付/50,000円(内、手数料10,000円)の保証金が発生する。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年4月1日

甲・貸主	氏名	[Redacted]	TEL	[Redacted]
	住所	[Redacted]		
乙・借主	氏名	上原 仙子	TEL	[Redacted]
	住所	[Redacted]		
丙・ 連帯保証人	氏名	[Redacted]	TEL	[Redacted]
	住所	[Redacted]		
	極度額	円		

		A	B
宅 地 建 物 取 引 業 者	主たる事務所 所在地・TEL	那覇市小祿696番地	主たる事務所 所在地・TEL
	商号又は名称	有限会社 大栄住宅	商号又は名称
	代表者の氏名	代表取締役 照屋 幸栄	代表者の氏名
	免許証番号	沖縄県 知事(11)第 1101 号	免許証番号
			大臣 知事( )第 号
宅 地 建 物 取 引 士	氏 名	[Redacted]	氏 名
	登 録 番 号	[Redacted]	登 録 番 号
	業務に従事する 事 務 所 名	同 上	業務に従事する 事 務 所 名
	事務所所在地 TEL	同 上	事務所所在地 TEL

※ 印は原則として実印

※ この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

## 契約条項

### (契約の締結)

**第1条** 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の事業に供することを目的とする借地借家法(以下「法」という。)第38条に定める賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

### (契約期間)

**第2条** 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

2 本契約は、前項に規定する期間の満了により終了し、更新がない。ただし、甲及び乙は、協議の上、本契約の期間の満了の日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約(以下「再契約」という。)をすることができる。

3 甲は、第1項に規定する期間の満了の3ヶ月前までの間(以下「通知期間」という。)に乙に対し、期間の満了により賃貸借が終了する旨を書面によって通知するものとする。

4 甲は、前項に規定する通知をしなければ、賃貸借の終了を乙に主張することができず、乙は、第1項に規定する期間の満了後においても、本物件を引き続き賃借することができる。ただし、甲が通知期間の経過後乙に対し期間の満了により賃貸借が終了する旨の通知をした場合においては、その通知の日から3ヶ月を経過した日に賃貸借は終了する。

### (賃料)

**第3条** 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
- 三 近傍同種の建物に賃料に比較し、賃料が不相当となった場合

3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割計算した額とする。

4 賃料に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

### (共益費)

**第4条** 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

4 共益費に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

### (負担の帰属)

**第5条** 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

3 乙は、第2条第1項に定める契約期間中、乙の負担で、乙の什器備品等に対する火災保険(借家人賠償責任保険)に加入するものとする。

### (敷金)

**第6条(A)** 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることことができる。

この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって当該債務の弁済に充てることができない。

- 3 賃料が増額された場合、乙は、頭書（４）に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、敷金に補填するものとする。
- 4 甲は、明渡しまでに生じた本契約から生じる乙の一切の債務を敷金から充当しなお残額がある場合には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。
- 5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

#### （保証金）

**第6条(B)** 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書（４）に記載する保証金を甲に交付するものとする。

- 2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、保証金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって当該債務の弁済に充てることができない。
- 3 賃料が増額された場合、乙は、頭書（４）に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、保証金に補填するものとする。
- 4 甲は、保証金から頭書（４）に記載する償却分を差し引き、さらに明渡しまでに生じた本契約上の乙の一切の債務を充当し、なお残額がある場合には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。
- 5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

#### （反社会的勢力ではないことの確約）

**第7条** 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと
- 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
  - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
  - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- 2 乙は、甲の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

#### （禁止又は制限される行為）

**第8条** 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
- 3 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく頭書（２）の事業内容を変更してはならない。
- 4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料の 月分に相当する承諾料を支払うものとする。
- 5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。
- 6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
- 7 乙は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為及びこれらに準じる近隣に迷惑をかける一切の行為を行ってはならない。
  - 一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること

- 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること
  - 三 騒音等の迷惑行為を行うこと
  - 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に担保の用に供すること
  - 五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
  - 六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
  - 七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
- 8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
- 一 階段・廊下等共用部分への物品を置くこと
  - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

#### (乙の管理義務)

第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
- 3 乙は、管理規約、使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
- 4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入室に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
- 5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行ってはならない。

#### (契約期間中の修繕)

第10条 甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合の修繕に要する費用は、乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕については、乙が負担し、その他の修繕については甲が負担するものとする。

- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合に、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 3 乙は、本物件内に破損箇所が生じたときは、甲にその旨を速やかに通知し修繕の必要について協議するものとする。その通知が遅れて甲に損害が生じたときは、乙は、これを賠償する。
- 4 前項の規定による通知が行われた場合において、修繕の必要が認められるにもかかわらず、甲が正当な理由なく修繕を実施しないときは、乙は自ら修繕をすることができる。この場合の修繕に要する費用は、第1項に準ずるものとする。
- 5 乙は、次の各号に掲げる修繕は、甲への通知及び承諾を要することなく、自らの負担において行うことができる。
  - 一 電球、蛍光灯、ヒューズ、LED照明の取替え
  - 二 その他費用が軽微な修繕

#### (契約の解除)

第11条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。

- 一 乙が賃料又は共益費の支払いを2ヶ月以上怠ったとき
  - 二 乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき
- 2 甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されずに当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。
- 一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき

- 二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条に規定する義務のいずれかに違反したとき
  - 三 入室時に、乙又は連帯保証人について告げた事実と重大な虚偽があったことが判明したとき
  - 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
  - 五 銀行取引の停止
  - 六 破産手続きの開始
  - 七 民事再生手続きの開始
  - 八 会社更生手続きの開始
  - 九 特別清算手続きの開始
- 3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
- 一 第7条の確約に反する事実が判明したとき
  - 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき
- 4 甲は、乙が第7条第2項に規定する義務に違反した場合又は第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

#### (乙からの解約)

- 第12条 乙は、甲に対して3ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から3ヶ月分の賃料又は賃料相当額を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

#### (一部滅失等による賃料の減額等)

- 第13条 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めに帰すべき事由によらないときは甲及び乙は、その使用できなくなった部分の割合に応じて賃料減額の要否や程度、期間、賃料の減額に代替する方法その他必要な事項について協議するものとする。この場合において、賃料を減額するときは、その使用できなくなった部分の割合に応じるものとする。
- 2 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存する部分のみでは乙が賃借した目的を達することができないときは、乙は、本契約を解除することができる。

#### (契約の終了)

- 第14条 本契約は、本物件の全部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合には、これによって終了する。

#### (明渡し)

- 第15条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。
- 2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあつては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
- 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵を甲に返還し、複製した鍵は甲に引き渡さなければならない。
- 4 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

#### (明渡し時の原状回復)

- 第16条 本物件の明渡し時において、乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗及び本物件の経年劣化を除き、本物件を原状回復しなければならない。ただし、自然災害等乙の責めに帰することができない事由により生じたものについては、原状回復を要しない。
- 2 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去するものとする。

### (立入り)

**第17条** 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。

3 解約申入れ後において、本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

### (甲の通知義務)

**第18条** 甲は次の各号のいずれかに該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更
- 二 頭書(6)に記載した管理業者の変更

### (乙の通知義務)

**第19条** 乙又は連帯保証人は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

- 一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第8条第1項の定めに従うものとする
- 二 長期に休業するとき
- 三 連帯保証人の住所又は所在地、氏名、緊急の連絡先その他の変更
- 四 連帯保証人の死亡又は解散
- 五 連帯保証人の破産開始決定等連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったとき

### (延滞損害金)

**第20条** 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日当たり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

### (乙の債務の担保)

**第21条** 本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。

2 頭書(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

- 一 頭書(7)記載の連帯保証人(以下本項において「丙」という)は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする
- 二 丙が個人であるときには、前号の丙の負担は、頭書(7)及び記名押印欄に記載する極度額を限度とする
- 三 丙が個人であるときには、丙が負担する債務の元本は、次のいずれかに該当するときは、確定するものとする
  - ア 甲が、丙の財産について、賃料その他の本契約により生じる乙の金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。ただし強制執行又は担保権の実行の開始があったときに限る
  - イ 丙が破産手続き開始決定を受けたとき
  - ウ 乙又は丙が死亡したとき
- 四 前号に規定する場合又は丙が連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、乙(前号ウの乙が死亡したときは乙の相続人)は第19条の規定に基づき直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする
- 五 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務

を負うものとする

- 六 丙の請求があったときは、甲は、丙に対し、遅滞なく、賃料及び共益費等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない
  - 七 乙は、本契約の締結に先立ち、丙に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供したことを、甲に対し確約する
    - ア 乙の財産及び収支の状況
    - イ 本契約から生じる乙の債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況
    - ウ 本契約から生じる乙の債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容
- 3 頭書(7)で「家賃債務保証業者の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。
- 一 頭書(7)記載の家賃債務保証業者が提供する保証の内容については、別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない
  - 二 乙が、前号の手続きをとらない場合、その他乙の責めに帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない
  - 三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

#### (再契約)

- 第22条 甲は、再契約の意向があるときは、第2条第3項に規定する通知の書面に、その旨を付記するものとする。
- 2 再契約に関する事項については、頭書(8)に記載のとおりとする。
  - 3 再契約をした場合には、第15条の規定は適用しない。ただし、本契約における原状回復の債務の履行については、再契約に係る賃貸借が終了する日までに行うものとし、敷金の返還については、明渡しがあったものとして、第6条第4項に規定するところによる。

#### (免責)

- 第23条 地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電等その他甲乙双方の責めに帰さない事由又は不可抗力と認められる事故(第14条の場合を含む)、又は、甲若しくは乙の責めによらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責めを負わないものとする。

#### (協議)

- 第24条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

#### (合意管轄裁判所)

- 第25条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

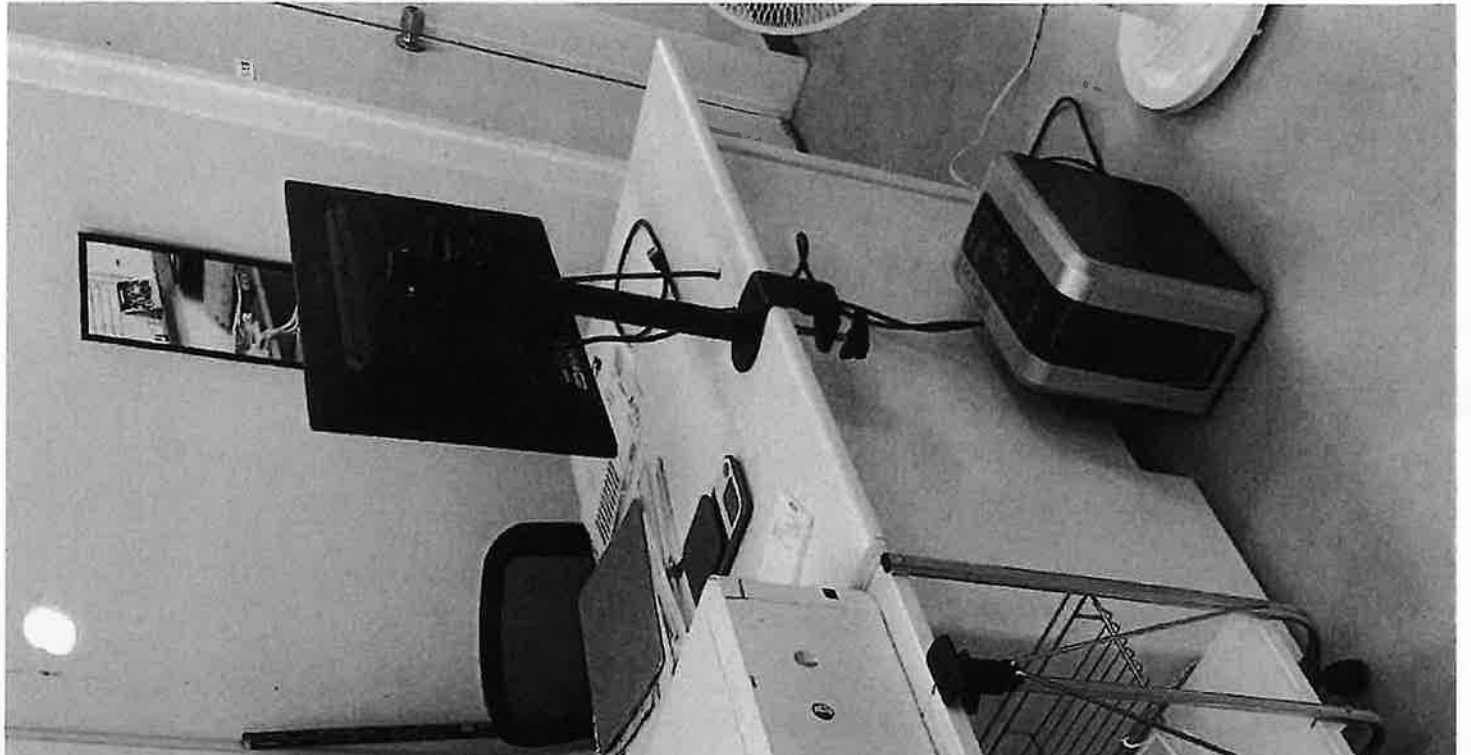
#### (特約事項)

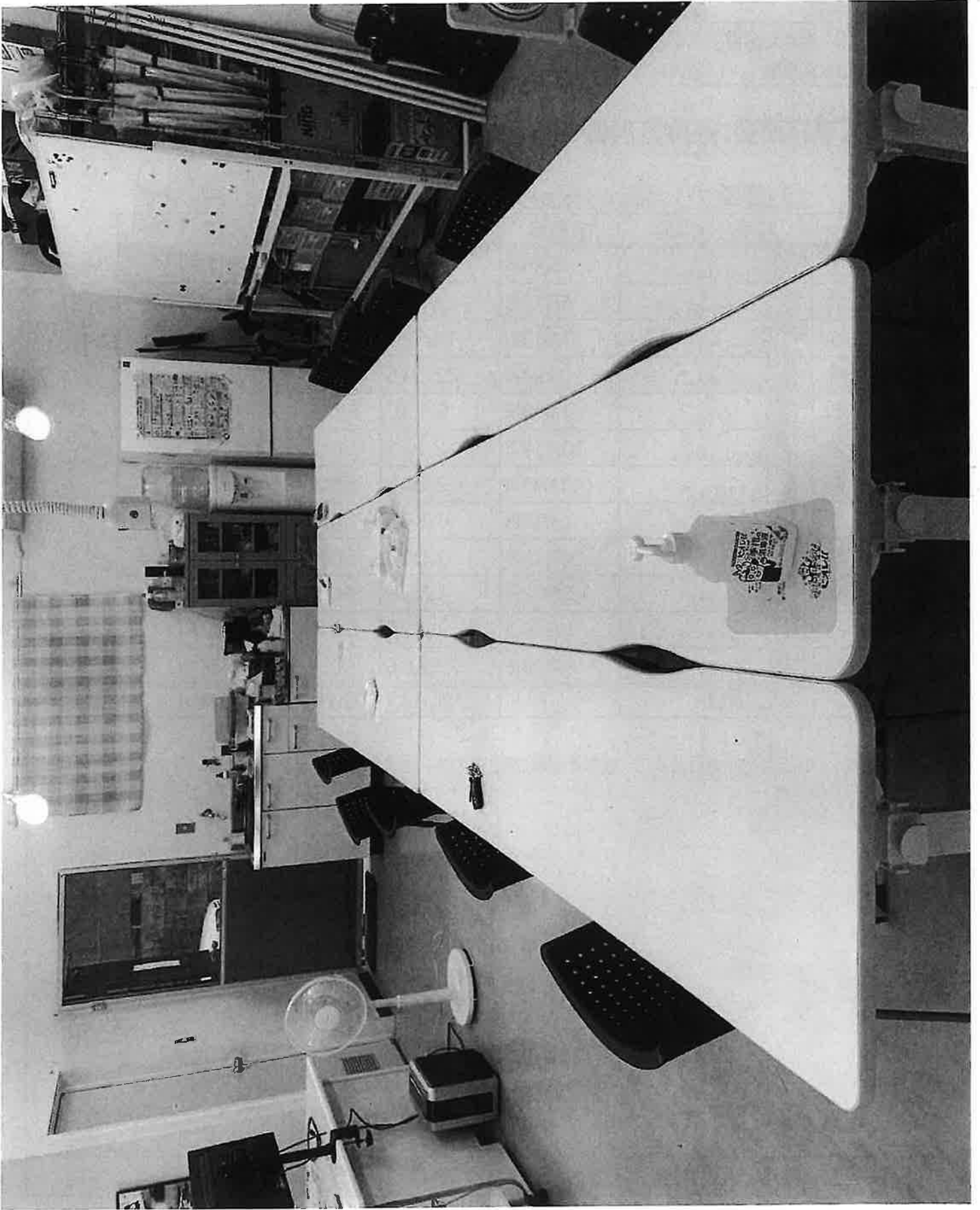
- 第26条 特約事項については、頭書(9)記載のとおりとする。



月令定表

27	28	29	30	31
16	17	18	19	20
21	22	23	24	25
26	27	28	29	30
31				





令和7年度 議員名【 上原 仙子 】 整理番号【 2 】 領収書 No. ①~⑫

【項目】 1.調査研究費 2.研修費 3.広報費 4.広聴費 5.要請・陳情活動  
6.会議費 7.資料作成費 8.資料購入費 9.人件費 10.事務所費

■ 【事務所費:維持管理費(電気代)】

(沖縄電力)※領収書別紙添付

※小数点以下切り捨て

	利用月(期間)	支払日	支払額	按分率	充当額	備考
①	4月分 (3/19~4/16)	5月9日	3,432	50%	1,716	
②	5月分 (4/17~5/20)	6月10日	9,883	50%	0	選挙準備期間
③	6月分 (5/21~6/17)	7月17日	14,160	50%	0	
④	7月分 (6/18~7/16)	8月4日	22,516	50%	0	
⑤	8月分 (7/17~8/18)	9月13日	9,930	50%	0	
⑥	9月分 (8/18~9/17)	10月17日	2,213	50%	1,106	
⑦	10月分 (9/18~10/17)	11月1日	2,048	50%	1,024	
⑧	11月分 (10/18~11/18)	12月2日	1,838	50%	919	
⑨	12月分 (11/19~12/17)	1月18日	1,503	50%	751	
⑩	1月分 (12/18~1/21)	2月12日	1,788	50%	894	
⑪	2月分 (1/22~2/18 )	3月19日	1,220	50%	610	
⑫	3月分 (2/19~3/17)	3月28日	1,306	50%	653	
	合計		71,837	50%	7,673	

※5月分~8月分まで、選挙準備期間使用の為、充当無しとする。

【事務所費:維持管理費(電気代)】 50% 按分 ¥7,673

- 調査研究費
- 修繕費
- 広報費
- 広聴費
- 要請・陳情活動費
- 会議費
- 資料作成費
- 資料購入費
- 人件費
- 事務所費

電気料金領収証

伊繩電力株式会社		登録番号 T3360001008565	
R 7年 4月分	料金算定期間	3月19日 - 4月16日	ご使用量 101kWh
金 額			
千 百 十 万 千 百 十 円			
3 4 3 2			
従量電灯		312	
ご依頼人 上原 仙子 様			
ご依頼住所 那覇市字小禄 2 2 4			
はまがあマンション 1 0 1			
ご契約者 上原 仙子 様			
支払期日(上記参照)	R 7年 5月 19日		
金融機関取扱期限日	R 7年 5月 29日まで		
コンビニ等取扱期限日	R 7年 6月 8日まで		
番 号	日 附 印		
72166			
25.5.09			
那覇市小禄通り			
ファミリーマート			
収入印紙			
(A)お客様ご印			

準備

※選挙期間中の為充当せず。

令和7年 4月分 5月9日 支払  
 ¥3,432 50% ¥1,716 ①

令和7年 5月分 6月10日 支払  
 ¥9,883 50% ¥0 ②

令和7年 6月分 7月17日 支払  
 ¥14,160 50% ¥0 ③

電気料金領収証

伊繩電力株式会社		登録番号 T3360001008565	
R 7年 9月分	料金算定期間	8月19日 - 9月17日	ご使用量 69kWh
金 額			
千 百 十 万 千 百 十 円			
2 2 1 3			
従量電灯		201	
ご依頼人 上原 仙子 様			
ご依頼住所 那覇市字小禄 2 2 4			
はまがあマンション 1 0 1			
ご契約者 上原 仙子 様			
支払期日(上記参照)	R 7年 10月 20日		
金融機関取扱期限日	R 7年 10月 30日まで		
コンビニ等取扱期限日	R 7年 11月 9日まで		
番 号	日 附 印		
72308			
25.10.17			
那覇市小禄一丁目			
ファミリーマート			
収入印紙			
(A)お客様ご印			

準備

※選挙期間中の為充当せず。

令和7年 7月分 8月4日 支払  
 ¥22,516 50% ¥0 ④

令和7年 8月分 9月13日 支払  
 ¥9,930 50% ¥0 ⑤

令和7年 9月分 10月17日 支払  
 ¥2,213 50% ¥1,106 ⑥

電気代 ¥62,134

50%按分

合計 ¥2,822

<input type="checkbox"/> 調査研究費	<input type="checkbox"/> 修繕費	<input type="checkbox"/> 広報費	<input type="checkbox"/> 広聴費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費
<input type="checkbox"/> 会議費	<input type="checkbox"/> 資料作成費	<input type="checkbox"/> 資料購入費	<input type="checkbox"/> 人件費	<input checked="" type="checkbox"/> 事務所費

電気料金領収証

電気料金領収証

電気料金領収証

領収証は、大切に保管してください。

領収証は、大切に保管してください。

領収証は、大切に保管してください。

沖縄電力株式会社		登録番号 T3360001008565	
R 7 10月分	料金算定期間 9月18日-10月17日	ご使用量 63kWh	
金額	従量電灯	2048	
請求人 上原 仙子 様 ご住所 那覇市字小椋 2 2 4 はまがぁマンション 101 請求人 上原 仙子 様			
支払期日(上記参照)	R 7年 11月 17日		
金融機関取扱期限日	R 7年 11月 27日 まで		
コンビニ等取扱期限日	R 7年 12月 7日 まで		
収入印紙		72166 251202	
(A)お客さま控			

沖縄電力株式会社		登録番号 T3360001008565	
R 7 11月分	料金算定期間 10月18日-11月18日	ご使用量 52kWh	
金額	従量電灯	1838	
請求人 上原 仙子 様 ご住所 那覇市字小椋 2 2 4 はまがぁマンション 101 請求人 上原 仙子 様			
支払期日(上記参照)	R 7年 12月 19日		
金融機関取扱期限日	R 7年 12月 26日 まで		
コンビニ等取扱期限日	R 8年 1月 8日 まで		
収入印紙		72166 251202	
(A)お客さま控			

沖縄電力株式会社		登録番号 T3360001008565	
R 7年 12月分	料金算定期間 11月19日-12月17日	ご使用量 41kWh	
金額	従量電灯	1503	
請求人 上原 仙子 様 ご住所 那覇市字小椋 2 2 4 はまがぁマンション 101 請求人 上原 仙子 様			
支払期日(上記参照)	R 8年 1月 19日		
金融機関取扱期限日	R 8年 1月 29日 まで		
コンビニ等取扱期限日	R 8年 2月 8日 まで		
収入印紙		26.1.18	
(A)お客さま控			

令和7年 10月分 11月1日 支払  
¥2,048 50% ¥1,024 ⑦

令和7年 11月分 12月2日 支払  
¥1,838 50% ¥919 ⑧

令和7年 12月分 1月18日 支払  
¥1,503 50% ¥751 ⑨

電気料金領収証

電気料金領収証

電気料金領収証

領収証は、大切に保管してください。

領収証は、大切に保管してください。

領収証は、大切に保管してください。

沖縄電力株式会社		登録番号 T3360001008565	
R 8年 1月分	料金算定期間 12月18日-1月21日	ご使用量 50kWh	
金額	従量電灯	1788	
請求人 上原 仙子 様 ご住所 那覇市字小椋 2 2 4 はまがぁマンション 101 請求人 上原 仙子 様			
支払期日(上記参照)	R 8年 2月 24日		
金融機関取扱期限日	R 8年 3月 6日 まで		
コンビニ等取扱期限日	R 8年 3月 16日 まで		
収入印紙		72166 26212	
(A)お客さま控			

沖縄電力株式会社		登録番号 T3360001008565	
R 8年 2月分	料金算定期間 1月22日-2月18日	ご使用量 37kWh	
金額	従量電灯	1220	
請求人 上原 仙子 様 ご住所 那覇市字小椋 2 2 4 はまがぁマンション 101 請求人 上原 仙子 様			
支払期日(上記参照)	R 8年 3月 23日		
金融機関取扱期限日	R 8年 4月 2日 まで		
コンビニ等取扱期限日	R 8年 4月 12日 まで		
収入印紙		72166 26.3.19 484386	
(A)お客さま控			

沖縄電力株式会社		登録番号 T3360001008565	
R 8年 3月分	料金算定期間 2月19日-3月17日	ご使用量 40kWh	
金額	従量電灯	1306	
請求人 上原 仙子 様 ご住所 那覇市字小椋 2 2 4 はまがぁマンション 101 請求人 上原 仙子 様			
支払期日(上記参照)	R 8年 4月 17日		
金融機関取扱期限日	R 8年 4月 27日 まで		
コンビニ等取扱期限日	R 8年 5月 7日 まで		
収入印紙		72166 26.3.28	
(A)お客さま控			

令和8年 1月分 2月12日 支払  
¥1,788 50% ¥894 ⑩

令和8年 2月分 3月9日 支払  
¥1,220 50% ¥610 ⑪

令和8年 3月分 3月28日 支払  
¥1,306 50% ¥653 ⑫

電気代 ¥9,703

50%按分

合計 ¥4,851

令和7年度	議員名 【 上原 仙子 】	整理番号【 3 】 領収書 No ①～⑫					
【項目】 <input type="checkbox"/> 1.調査研究費 <input type="checkbox"/> 2.研修費 <input type="checkbox"/> 3.広報費 <input type="checkbox"/> 4.広聴費 <input type="checkbox"/> 5.要請・陳情活動 <input type="checkbox"/> 6.会議費 <input type="checkbox"/> 7.資料作成費 <input type="checkbox"/> 8.資料購入費 <input type="checkbox"/> 9.人件費 <input checked="" type="checkbox"/> 10.事務所費							
<b>■ 【事務所費:KDDI インターネット代】</b>							
(ひかり ちゅら) ※領収書別紙添付 <span style="float: right;">※小数点以下切り捨て</span>							
	請求月	利用月	支払日	支払額	按分率	充当額	備考
①	4月請求	3月利用分	5月12日	6,713	50%	3,356	
②	5月請求	4月利用分	6月10日	6,823	50%	0	選挙準備期間
③	6月請求	5月利用分	7月10日	6,823	50%	0	
④	7月請求	6月利用分	8月12日	6,849	50%	0	
⑤	8月請求	7月利用分	9月10日	8,602	50%	0	
⑥	9月請求	8月利用分	10月10日	7,044	50%	3,522	
⑦	10月請求	9月利用分	11月10日	7,044	50%	3,522	
⑧	11月請求	10月利用分	12月10日	7,044	50%	3,522	
⑨	12月請求	11月利用分	1月13日	7,044	50%	3,522	
⑩	1月請求	12月利用分	2月10日	7,044	50%	3,522	
⑪	2月請求	1月利用分	3月10日	7,043	50%	3,521	
⑫	3月請求	2月利用分	4月10日	7,043	50%	3,521	
	合計			85,116	50%	28,008	
※5月～8月請求分まで、選挙準備期間使用の為、充当無しとする。							
<b>【事務所費:KDDI インターネット代】</b>				<b>50% 按分</b>	<b>¥28,008</b>		

上原 仙子 様

### 支払証明書

ご請求月	ご請求 コード	お支払額 (円)	うち消費税等 (円)	収納年月日	備考	請求先ご名義
2025年 4月	6012211101	18,349	1,242	*****	クレジット会社決済分	上原 仙子
2025年 5月	6012211101	18,564	1,261	*****	クレジット会社決済分	上原 仙子
2025年 6月	6012211101	30,110	1,402	*****	クレジット会社決済分	上原 仙子
2025年 7月	6012211101	18,424	1,249	*****	クレジット会社決済分	上原 仙子
2025年 8月	6012211101	20,241	1,414	*****	クレジット会社決済分	上原 仙子
2025年 9月	6012211101	20,571	1,444	*****	クレジット会社決済分	上原 仙子
2025年10月	6012211101	20,822	1,467	*****	クレジット会社決済分	上原 仙子
2025年11月	6012211101	20,581	1,445	*****	クレジット会社決済分	上原 仙子
2025年12月	6012211101	18,901	1,292	*****	クレジット会社決済分	上原 仙子
2026年 1月	6012211101	20,587	1,445	*****	クレジット会社決済分	上原 仙子
2026年 2月	6012211101	20,582	1,445	*****	クレジット会社決済分	上原 仙子
2026年 3月	6012211101	20,608	1,447	*****	クレジット会社決済分	上原 仙子

合計 (クレジット会社決済分除く)	0	0
-------------------	---	---

合計 (クレジット会社決済分)	248,340	16,553
-----------------	---------	--------

上記の料金は、領収済であることを証明いたします。

※クレジットカードでお支払いのお客さまは、ご契約されているクレジットカード会社へ上記料金のお支払いがない場合、本証明書は無効となります。

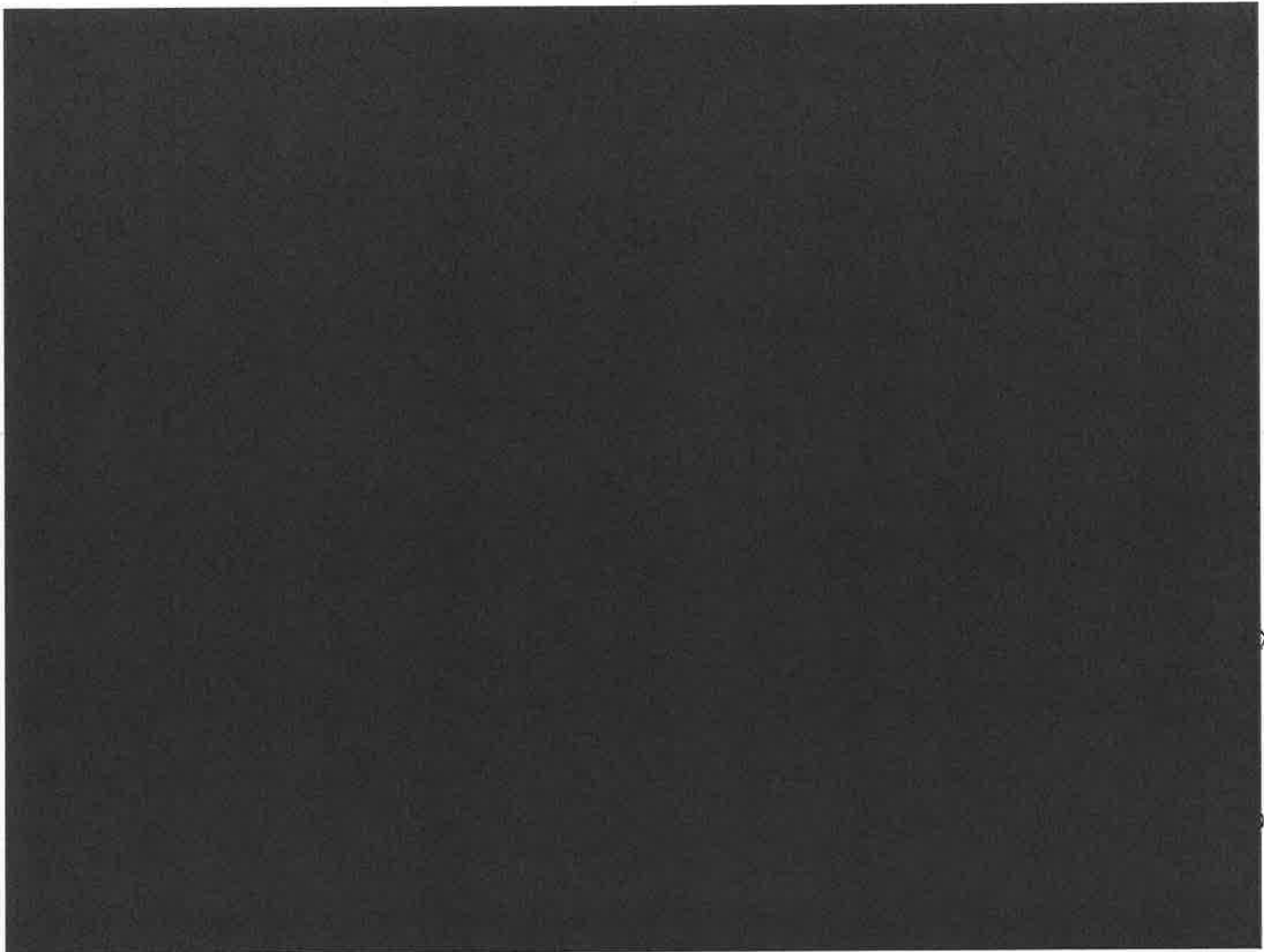
※翌月合算請求 (請求見送り) に該当するご請求月は、「うち消費税等」を非表示としております。ご請求額に応じた消費税額につきましては、請求書にてご確認ください。

上原 仙子 様

ご請求コード: [REDACTED]

発行日: 2025年 4月 3日

1頁



● auひかり ちゆら料金

● 合計

6,713円④

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
auひかり ちゆら料金	6,713		

・通話定額2または通話定額ライト2にご加入の場合、電話きほんパックの月額利用料が無料となります。

・2024年10月にauスマートパス プレミアムは「Pontapass」へ、auスマートパスは「Pontapass ライト」へリニューアルいたしました。

発行日 4月3日

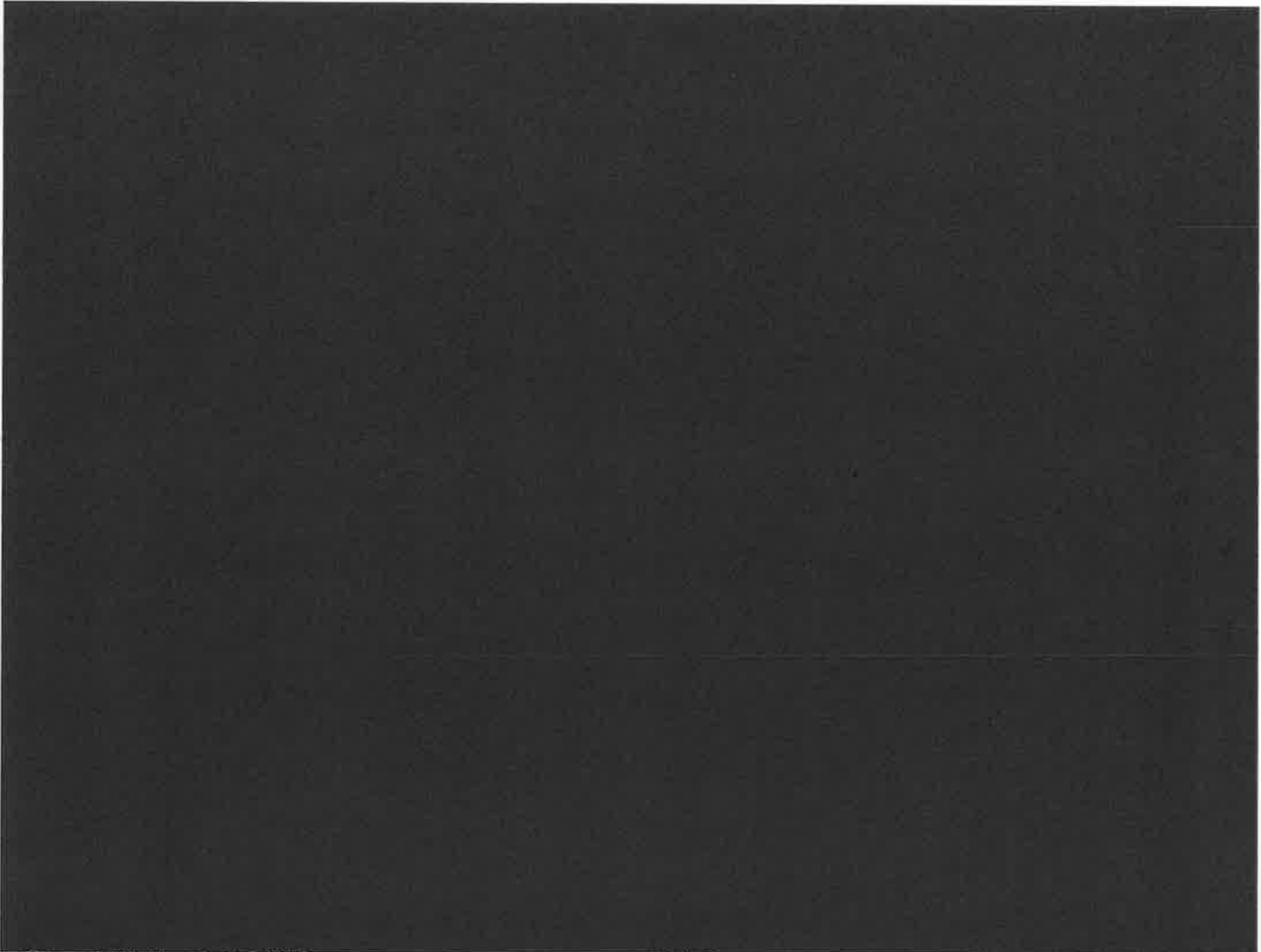


上原 仙子 様

ご請求コード: [REDACTED]

発行日: 2025年 9月 3日

1頁



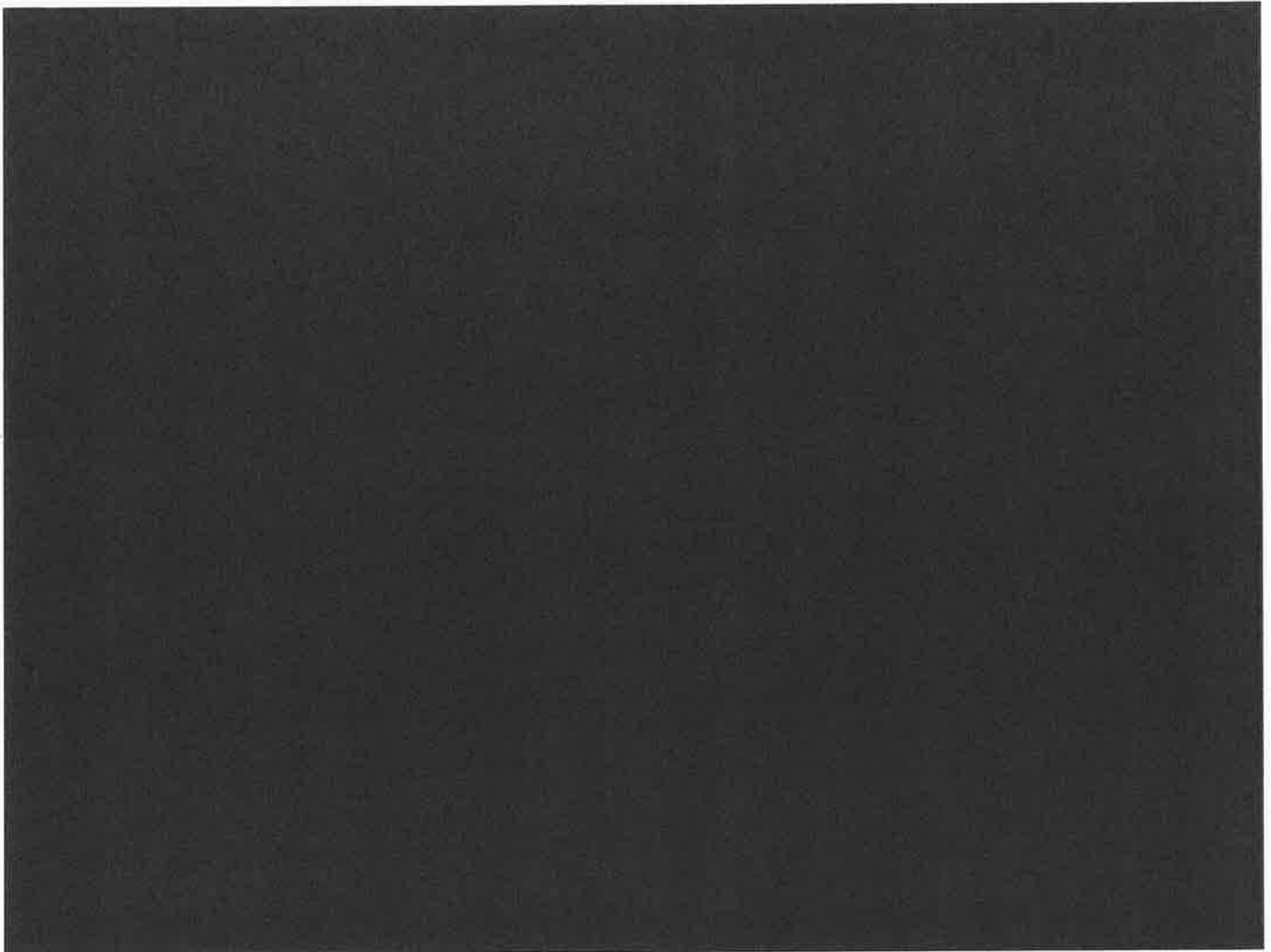
● auひかり ちゆら料金		● 合計		7,044円
ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考	
auひかり ちゆら料金	7,044			

- ・通話定額2または通話定額ライト2にご加入の場合、電話きほんパックの月額利用料が無料となります。
- ・「auかんたん決済」は2025年6月より「au PAY (auかんたん決済)」に名称変更いたしました。



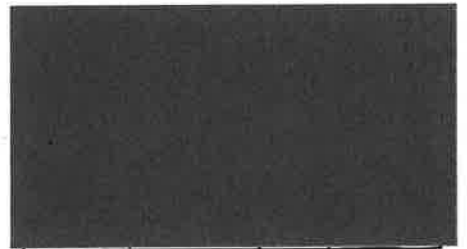
上原 仙子 様

ご請求コード [REDACTED] | 発行日: 2025年10月 3日 | 1頁



● auひかり ちゆら料金		● 合計		
ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考	
auひかり ちゆら料金	7,044			7,044円④

- ・通話定額2または通話定額ライト2にご加入の場合、電話きほんパックの月額利用料が無料となります。
- ・「auかんたん決済」は2025年6月より「au PAY (auかんたん決済)」に名称変更いたしました。

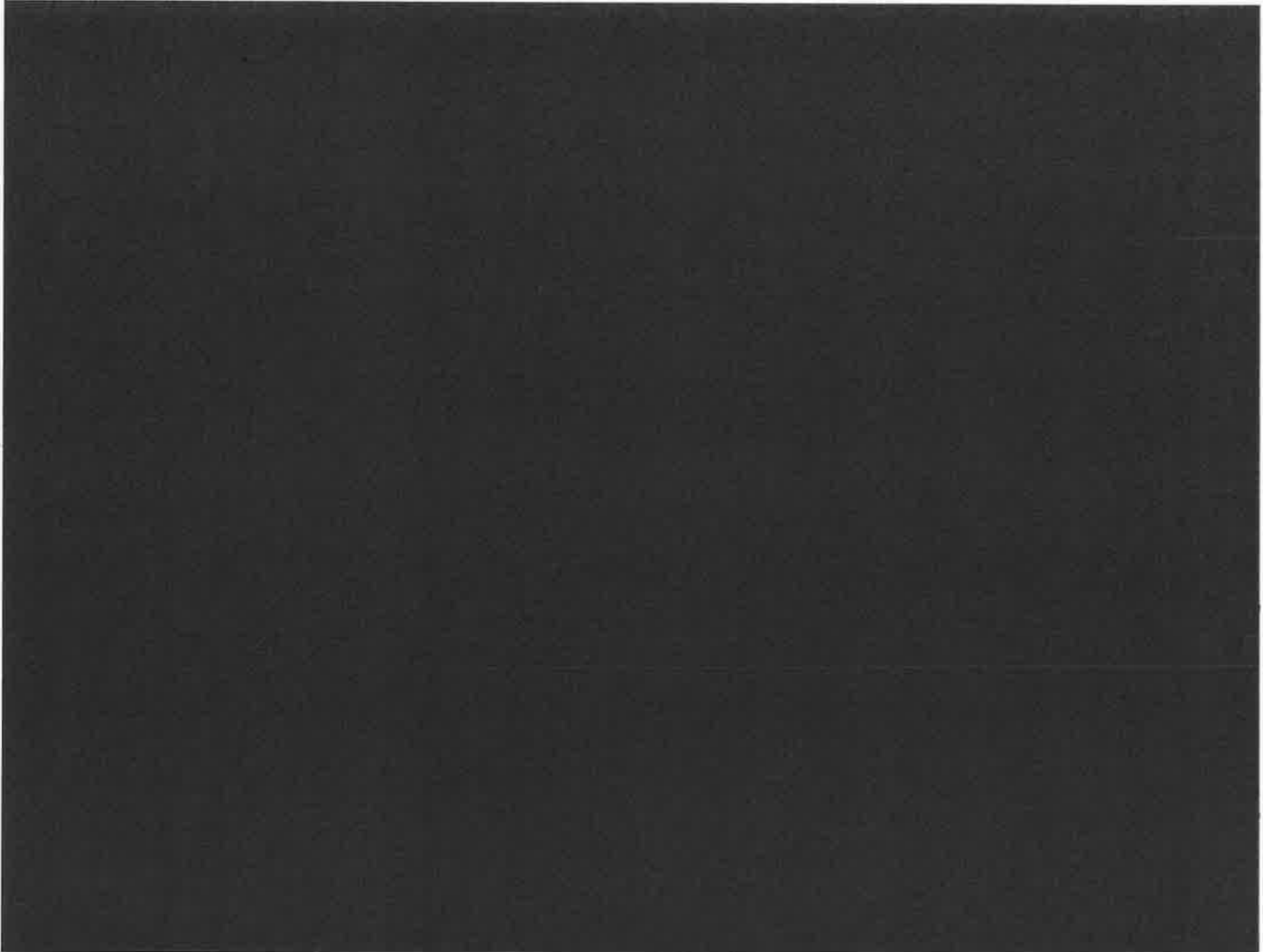


上原 仙子 様

ご請求コード

発行日: 2025年11月 6日

1頁



● auひかり ちゆら料金

● 合計

7,044円 今

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
auひかり ちゆら料金	7,044		

・通話定額2または通話定額ライト2にご加入の場合、電話きほんパックの月額利用料が無料となります。

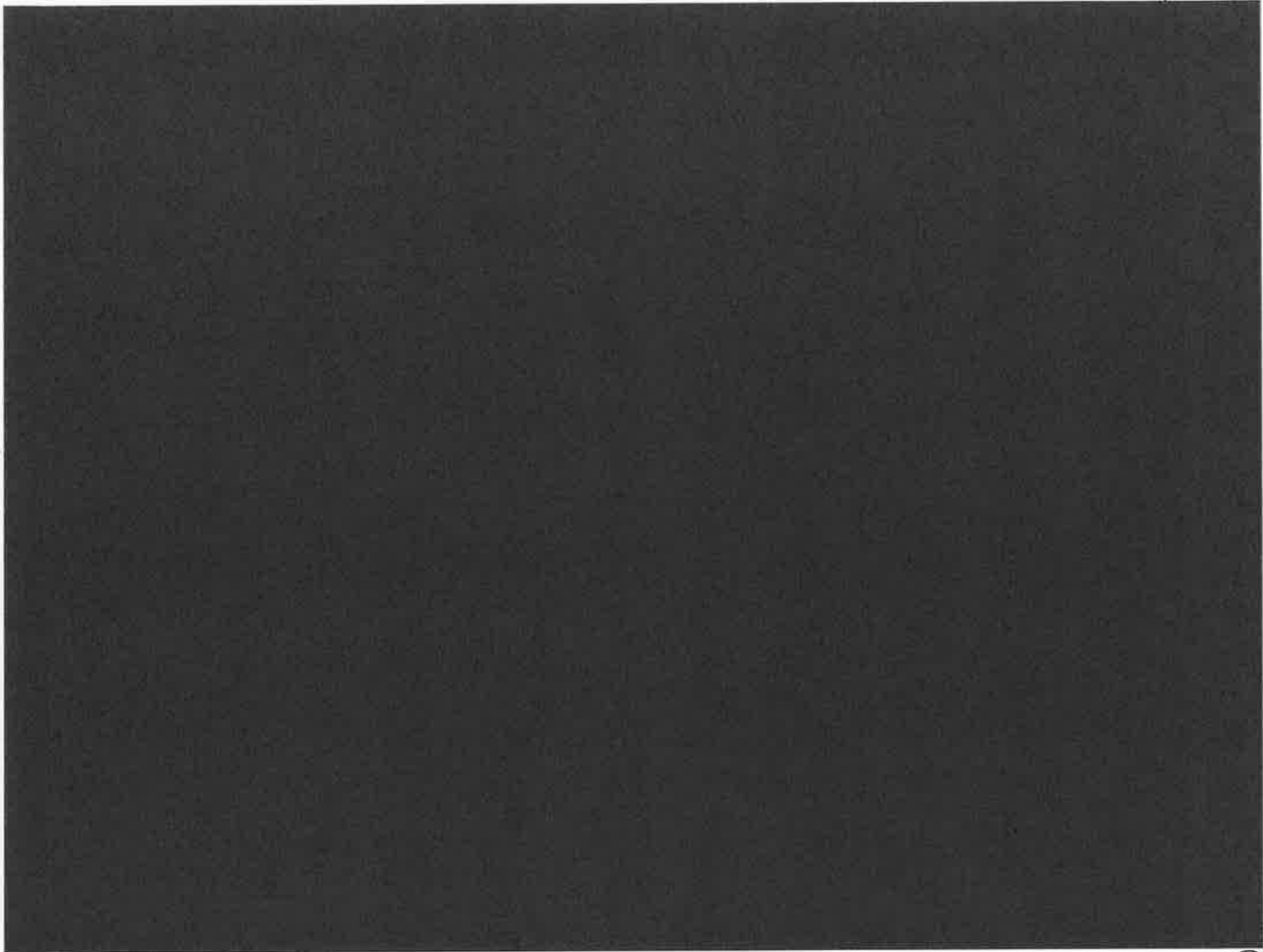
・「auかんたん決済」は2025年6月より「au PAY (auかんたん決済)」に名称変更いたしました。

発行日 11月6日



上原 仙子 様

ご請求コード [REDACTED] 発行日: 2025年12月 3日 1頁



●auひかり ちゆら料金		●合計		7,044円 <sup>④</sup>
ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考	
auひかり ちゆら料金	7,044			

- ・ 通話定額2または通話定額ライト2にご加入の場合、電話きほんパックの月額利用料が無料となります。
- ・ 「auかんたん決済」は2025年6月より「au PAY (auかんたん決済)」に名称変更いたしました。

発行日 12月3日

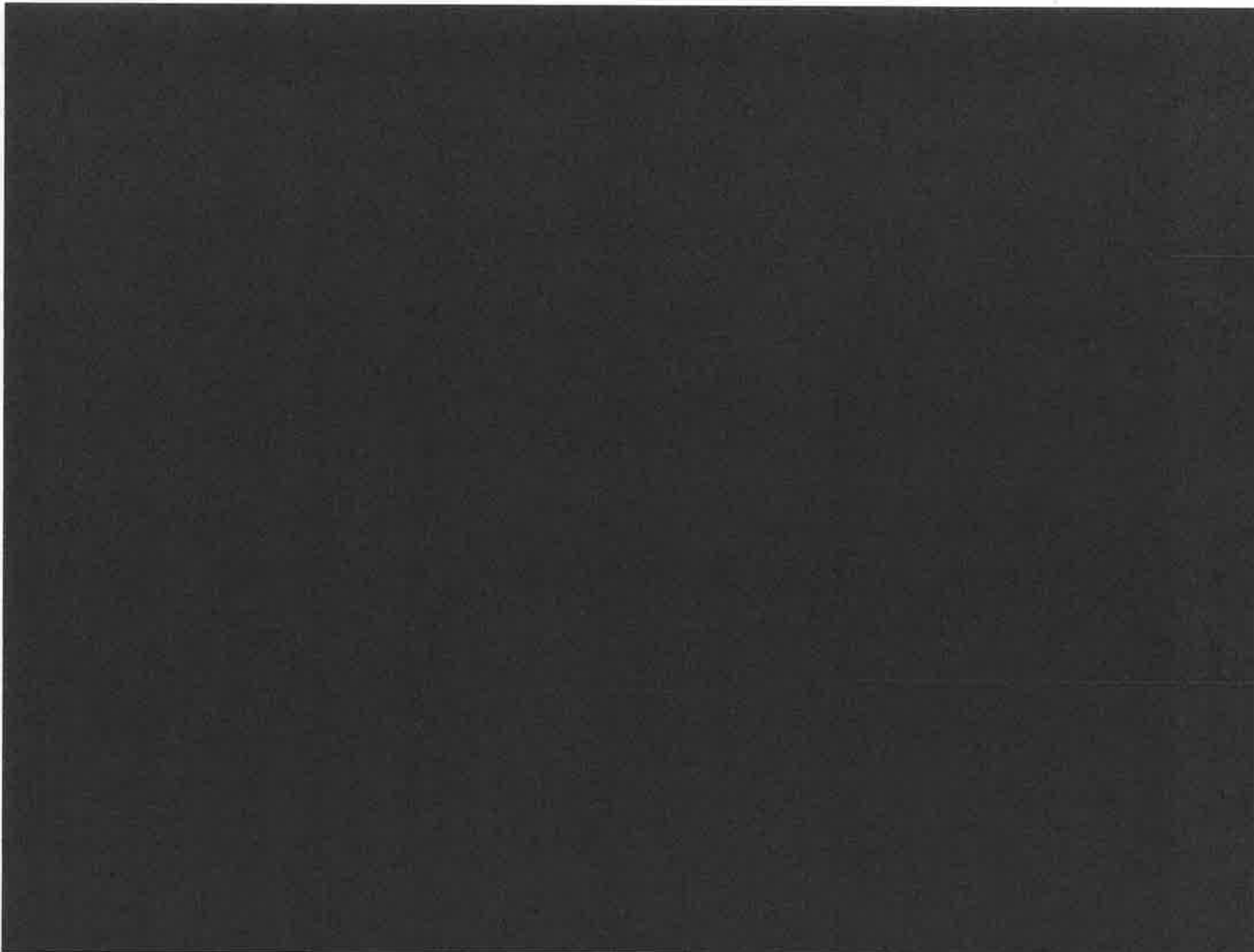


上原 仙子 様

ご請求コード: [REDACTED]

発行日: 2026年 1月 6日

1 頁



● auひかり ちゆら料金

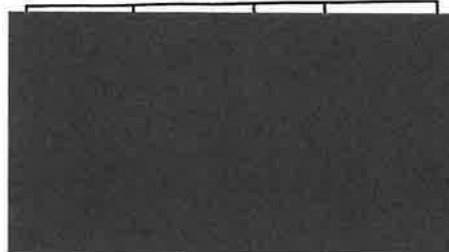
● 合計

7,044 円④

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
auひかり ちゆら料金	7,044		

・通話定額2または通話定額ライト2にご加入の場合、電話きほんパックの月額利用料が無料となります。

発行日 1月6日

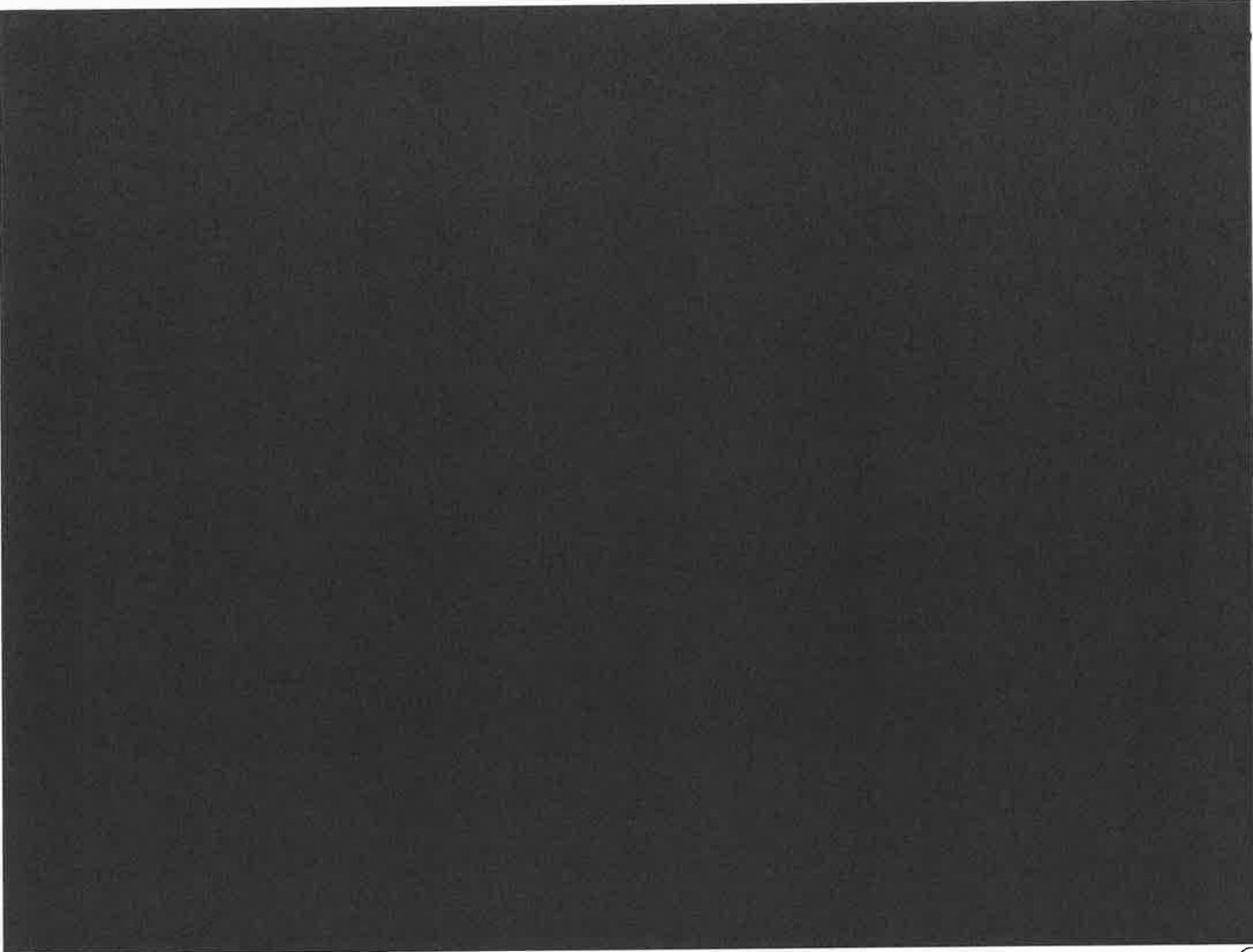


上原 仙子 様

ご請求コード

発行日: 2026年 2月 4日

1 頁



● auひかり ちゆら料金

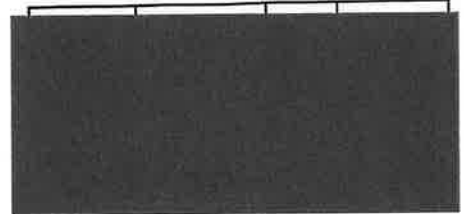
● 合計

7,043 円

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
auひかり ちゆら料金	7,043		

・通話定額2またはお通話定額ライト2にご加入の場合、電話きほんパックの月額利用料が無料となります。

発行日 2月4日



料金内訳書

<凡例> U:税込料金、\*:免税料金等、#:旧税率計算対象料金

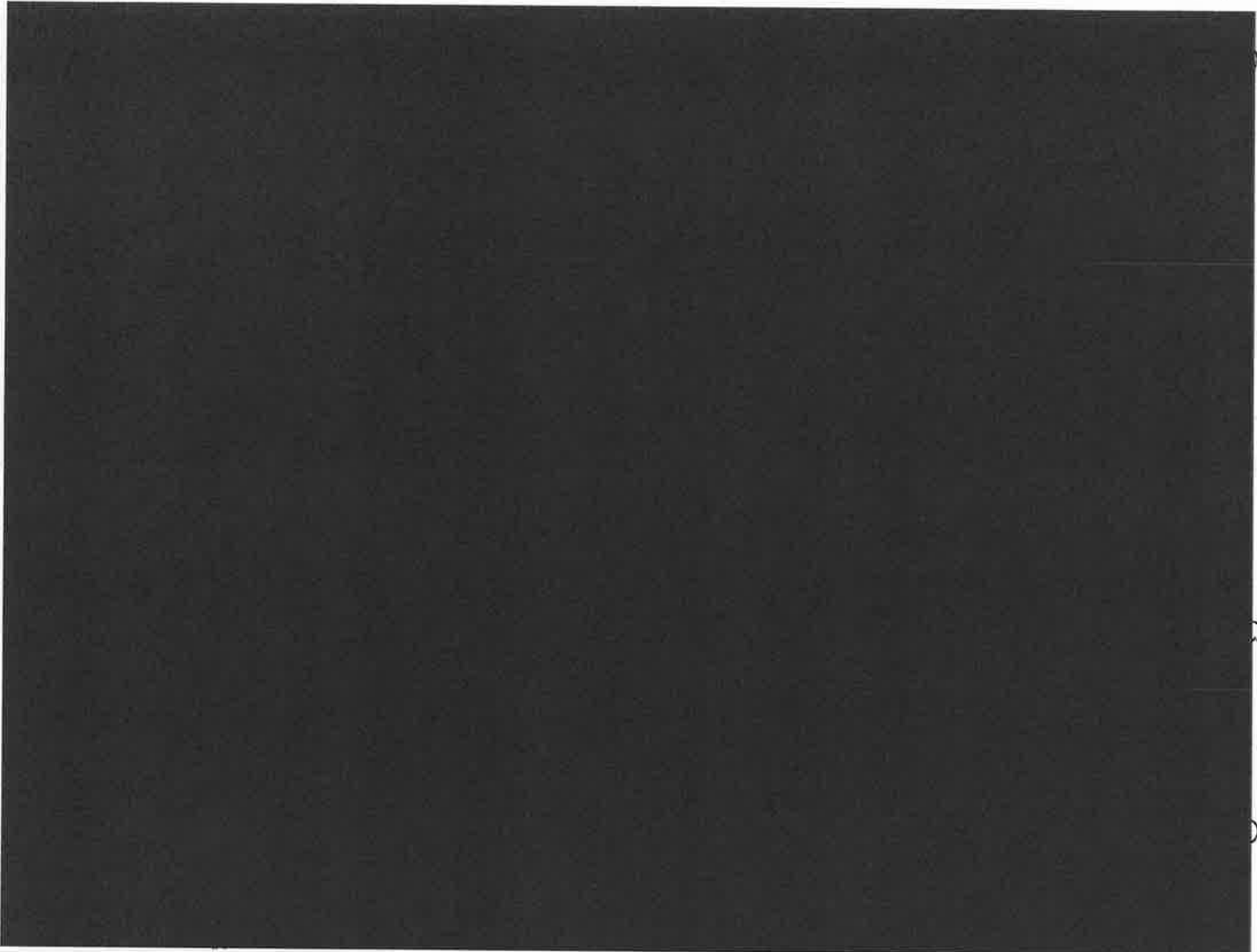
KDDI株式会社

上原 仙子 様

ご請求コード: [REDACTED]

発行日: 2026年 3月 4日

1頁



● auひかり ちゆら料金		● 合計		7,043円④
ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考	
auひかり ちゆら料金	7,043			

・通話定額2または通話定額ライト2にご加入の場合、電話きほんパックの月額利用料が無料となります。

発行日 3月4日

